

287
別庫
8

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

始



289
8

新潟醫科大學一覽

自大正十三年
至大正十四年

新潟醫科大學一覽

自大正十三年至大正十四年

目次

○沿革略

○大學ニ關スル法令

大學令

大學規程

大學特別會計法

官立醫科大學官制

○學位

學位令

新潟醫科大學學位規程

○官立大學長職務規程

目次

一頁

六頁

六頁

二頁

六頁

九頁

三頁

五頁

二八頁

三一頁



○新瀉醫科大學職員	三三頁
○新瀉醫科大學規程	四二頁
第一章 學期及休業	四二頁
第二章 授業學科目	四三頁
第三章 入學、休學、退學、轉學及除籍	四七頁
第四章 試問及卒業	五〇頁
第五章 試驗手數料、入學料及授業料	五三頁
第六章 服裝	五五頁
第七章 懲戒	五五頁
第八章 外國學生	五五頁
第九章 專攻生	五六頁
○新瀉醫科大學副手規程	五八頁
○新瀉醫科大學研究科規程	五九頁

○新瀉醫科大學附屬醫院規程	六二頁
看護婦養成科規則	六三頁
產婆養成科規則	六九頁
○新瀉醫科大學圖書館規程	七五頁
○新瀉醫科大學獎學資金	七八頁
○新瀉醫科大學學生	七九頁
○新瀉醫科大學研究科學生	八二頁
○學生道府縣別人員表	八三頁
○附錄	八五頁

新瀉醫科大學學友會會則	八五頁
元新瀉醫學專門學校及元新瀉醫科大學附屬醫學專門部卒業生	九〇頁

○沿革略

新潟醫科大學ハ大正十一年三月三十一日勅令第四百十三號ニ依リ同年四月一日開設セラレタル官立醫科大學ニシテ元新潟醫學專門學校ノ組織ヲ變更シテ成レルモノナリ

今其沿革ヲ略叙スレハ明治四十三年三月勅令第六十七號ヲ以テ文部省直轄諸學校官制改正セラレ同年四月一日新潟醫學專門學校ノ設置トナリ又テ七月一日附屬醫院ヲ開始シ一般患者ヲ診療ス而シテ附屬醫院ハ市立新潟病院ノ後身ニシテ後者ハ明治三年地方ノ有志者ニヨリテ始メテ設立セラレタル共立病院ニ濫觴ス

明治六年共立病院廢止セラレ六月假病院ヲ開設シ次テ第一區協立病院ト稱シ醫學生徒ヲ養成ス

同九年縣立病院ト改稱セラル

同十年三月第一回卒業生二十一名ヲ出タシ 六月竹山屯縣立病院長

○沿革略

ヲ命セラル

同十一年九月聖駕東北御巡幸ニ際シ臨幸ノ榮ヲ辱フシ眼病豫防費トシテ金壹千圓及優等生拾名ニ賞金ヲ下賜セラル

同十二年六月新潟醫學校ト改稱セラレ縣立病院ヲ其附屬病院トナス
同十三年八月山崎元修新潟醫學校長ヲ竹山屯附屬病院長ヲ命セラル
同十六年二月文部省令醫學校通則ニ基キ甲種醫學校ノ組織ニ改メ病院長以下ノ名稱ヲ廢シ新潟醫學校教師ヲ以テ醫員ヲ兼任セシム
四月學校長山崎元修辭任竹山屯學校長心得ヲ命セラレ次テ諸規則ヲ改正シ甲種醫學校トナシ藥學校ヲ併置ス

同十八年四月新潟醫學校附屬產婆教場ヲ附屬產婆學校ト改稱ス

同二十一年勅令ヲ以テ縣立醫學校廢止セラレ新潟區ハ其附屬病院ヲ繼承シ新潟區病院ト改稱ス
四月醫學士長谷川寬治病院長ヲ醫學士池原康造副院長ヲ命セラル

同二十二年市制施行ト共ニ市立新潟病院ト改稱セラル

同二十三年一月院長醫學士長谷川寬治辭職副院長醫學士池原康造院長ヲ命セラル

同四十三年四月新潟醫學專門學校ノ設置ニ際シ醫學士池原康造同校教授ニ任セラレ學校長事務取扱ヲ命セラル而シテ市立新潟病院ハ其土地建物ヲ學校ニ貸與シ器具器械類ヲ讓リ渡シ六月三十日廢院セラレ同時ニ新潟醫學專門學校教授醫學博士富田忠太郎附屬醫院長ヲ命セラレ七月一日附屬醫院ヲ開始ス

同四十四年四月新潟醫學專門學校長事務取扱醫學士池原康造學校長兼教授ニ任セラル
同月教授醫學博士富田忠太郎依願免官
五月醫學博士池田廉一郎教授ニ任セラレ附屬醫院長ヲ命セラル

大正三年九月教授醫學博士池田廉一郎附屬醫院長ヲ辭シ教授醫學博士澤田敬義附屬醫院長ヲ命セラル
十一月第一回卒業生五拾壹名ヲ

送ル

同五年十二月學校長醫學士池原康造死去 教授醫學博士池田廉一郎
學校長事務取扱ヲ命セラル

同六年一月學校長事務取扱醫學博士池田廉一郎學校長兼教授ニ任セ
ラル

同十年四月以降新潟醫學專門學校入學生徒ノ募集ヲ停止ス

同十一年三月官立醫科大學官制ノ公布ト共ニ勅令第四百四十二號ヲ以
テ文部省直轄學校官制改正セラレ同月三十一日限リ新潟醫學專門學
校ノ名稱廢止セラル 四月一日新ニ新潟醫科大學開設セラレ附屬醫
院及附屬醫學專門部ヲ之ニ併置シ職員ノ定員ヲ定メ即日醫學博士池
田廉一郎新潟醫科大學長兼教授ニ任セラレ附屬醫學專門部主事ニ補
セラル而シテ元新潟醫學專門學校教授ハ新潟醫科大學教授及附屬醫
學專門部教授ニ任セラレ教授醫學博士澤田敬義附屬醫院長ヲ命セラ

ル 同月新潟醫科大學學則ヲ制定シ高等學校高等科理科卒業生ニ入
學ヲ許可シ次テ第二次募集ヲ行ヒ高等學校高等科理卒業生同文科卒
業生ハ無試験ニテ醫學專門學校卒業生及同三、四年級在學生徒ハ入學
試験ニ依リ補缺入學ヲ許可セラル

同十二年三月大學長醫學博士池田廉一郎歐米出張中教授醫學博士澤
田敬義大學長事務代理及附屬醫學專門部主事代理ヲ命セラル 同月
三十日勅令第九十三號ヲ以テ官立醫科大學官制改正セララル 四月入
學生第二次募集ヲ行ヒ前年ノ如ク補缺入學ヲ許可セラル

同十三年三月教授醫學博士澤田敬義歐米出張中教授醫學博士岩川克
輝附屬醫院長事務代理ヲ命セラル 同月規程第七條中大學豫科修了
者ノ一項ヲ加フ四月入學生第二次募集ヲ行ヒ前年ノ如ク補缺入學ヲ
許可セラル 四月二十二日勅令第九十四號ヲ以テ新潟醫科大學附屬
醫學專門部ヲ廢止セラル

○大學ニ關スル法令

大學令

(大正七年十二月五日 勅令第三百八十八號)

六

第一條 大學ハ國家ニ須要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ竝ニ其ノ蘊奧ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス

第二條 大學ニハ數個ノ學部ヲ置クヲ常例トス 但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ單ニ一個ノ學部ヲ置クモノヲ以テ一大學トナスコトヲ得

學部ハ法學醫學工學文學理學農學經濟學及商學ノ各部トス 特別ノ必要アル場合ニ於テ實質及規模一學部ヲ構成スルニ適スルトキハ前項ノ學部ヲ分合シテ學部ヲ設クルコトヲ得

第三條 學部ニハ研究科ヲ置クヘシ 數個ノ學部ヲ置キタル大學ニ於テハ研究科間ノ聯絡協調ヲ期スル

爲之ヲ綜合シテ大學院ヲ設クルコトヲ得

第四條 大學ハ帝國大學其ノ他官立ノモノノ外本令ノ規定ニ依リ公立又ハ私立ト爲スコトヲ得

第五條 公立大學ハ特別ノ必要アル場合ニ於テ北海道及府縣ニ限リ之ヲ設立スルコトヲ得

第六條 私立大學ハ財團法人タルコトヲ要ス 但シ特別ノ必要ニ因リ學校經營ノミヲ目的トスル財團法人カ其ノ事業トシテ之ヲ設立スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第七條 前條ノ財團法人ハ大學ニ必要ナル設備又ハ之ニ要スル資金及少ナクトモ大學ヲ維持スルニ足ルヘキ收入ヲ生スル基本財産ヲ有スルコトヲ要ス

基本財産中前項ニ該當スルモノハ現金又ハ國債證券其ノ他文部大臣ノ定ムル有價證券トシ之ヲ供託スヘシ

○大學ニ關スル法令 大學令

七

第八條 公立及私立ノ大學ノ設立廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
學部ノ設置廢止亦同シ

前項ノ認可ハ文部大臣ニ於テ勅裁ヲ請フヘシ

第九條 學部ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該大學豫科ヲ修了シタル者
者高等學校高等科ヲ卒リタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之
ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス 入學ノ順位ニ關ス
ル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十條 學部ニ三年以上在學シ一定ノ試験ヲ受ケ之ニ合格シタル者
ハ學士ト稱スルコトヲ得

前項ノ在學年限ハ醫學ヲ修ムル者ニ在リテハ四年以上トス

第十一條 研究科ニ入ルコトヲ得ル者ハ醫學ヲ修ムル者ニ在リテハ
四年以上其ノ他ノ者ニ在リテハ三年以上當該學部ニ在學シ其ノ他
相當ノ學力ヲ具ヘタル者ニシテ當該學部ニ於テ適當ト認メタルモ

ノトス

第十二條 大學ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ豫科ヲ置クコトヲ得
大學豫科ニ於テハ高等學校高等科ノ程度ニ依リ高等普通教育ヲ爲
スヘシ

第十三條 大學豫科ノ修業年限ハ三年又ハ二年トス

修學年限三年ノ大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ中學校第四學
年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ
學力アリト認メラレタル者トス

修業年限二年ノ大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ中學校ヲ卒業
シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリ
ト認メラレタルモノトス

第十四條 大學豫科ノ設備編制教員及教科書ニ付テハ高等學校高等
科ニ關スル規程ヲ準用ス

第十五條 大學豫科ノ生徒定數ハ毎年ノ豫科修了者ノ員數カ其ノ年當該大學ニ收容シ得ル員數ヲ超過セサル程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第十六條 大學及大學豫科ノ學則ハ法令ノ範圍内ニ於テ當該大學之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十七條 公立及私立ノ大學ニハ相當員數ノ專任教員ヲ置クヘシ

第十八條 私立大學ノ教員ノ採用ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ公立大學ノ教員ニシテ官吏ノ待遇ヲ受ケサル者ニ付亦同シ

第十九條 公立及私立ノ大學ハ文部大臣ノ監督ニ屬ス

第二十條 文部大臣ハ公立及私立ノ大學ニ對シ報告ヲ徵シ檢閲ヲ行ヒ其他監督上必要ナル命令ヲナスコトヲ得

第二十一條 本令ニ依ラサル學校ハ勅定規程ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外大學ト稱シ又ハ其ノ名稱ニ大學タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウルコトヲ得ス

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ大學ト稱シ又ハ其ノ名稱ニ大學タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウル學校ニハ當分ノ内第二十一條ノ規定ヲ適用セス

大學規程

大正八年三月二十九日 文部省令第十一號 (大正八年十二月改正 文部省令第三十九號)

第一條 公立又ハ私立ノ大學ノ設立ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

- 一 大學ノ名稱
- 二 學部ノ種類及名稱
- 三 大學院及大學豫科ノ設否
- 四 學則
- 五 位置及校地

○大學ニ關スル法令 大學令 大學規程

- 六 校舍ノ圖面及建設ノ設計
- 七 各學部及大學豫科在學者定數
- 八 各學部專任教員數
- 九 學部學科又ハ大學豫科開設ノ期日
- 十 經費及維持ノ方法

前項第五號ニ關シテハ校地ノ地質及面積竝ニ附近ノ情況ヲ記載シタル圖面及飲用水ノ定性分析表ヲ添付スヘシ

第一項各號ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二條 公立又ハ私立ノ大學ノ廢止ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由及在學者ノ處分ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ學部ノ廢止ニ付亦同シ

第三條 大學ハ其ノ目的及規模ニ應シ教授上及研究上必要ナル設備ヲ爲スヘシ

第四條 學部ノ入學ニ關シ高等學校高等科ヲ卒業タル者ト同等以上ノ學力アリト認ムヘキ者ハ當該大學ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ

第五條 高等學校高等科ニ入學スル資格ヲ有スル者ハ大學豫科ノ入學ニ關シ中學校第四學年ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ大學豫科ノ入學ニ關シ中學校ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム

- 一 專門學校入學者檢定規程ニ依ル試驗檢定ニ合格シタル者
 - 二 文部大臣ニ於テ一般專門學校ノ入學ニ關シ中學校ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ學力アリト指定シタル者
 - 三 文部大臣ニ於テ特種ノ專門學校ノ入學ニ關シ中學校ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ學力アリト指定シタル者
- 前項第三號ニ該當スル者ノ進入シ得ヘキ大學ノ學部又ハ學科ニ關

シテハ大學ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
第七條 大學ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ學部ニ入學スル資格ヲ有スル者ニ就キ入學ノ順位ヲ定ムルコトヲ得

第八條 同順位ニ在ル學部入學志願者ノ數收容シ得ヘキ人員ニ超過スル場合ニ於テ行フヘキ選抜ノ方法ニ關シテハ大學ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ

第九條 大學令第十八條ノ規定ニ依リ教員ノ採用ニ付文部大臣ノ認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ申請書ニ擔任學科目ヲ記載シ本人ノ履歷書及戶籍抄本ヲ添付スヘシ

第十條 大學ハ教育上必要ト認めタルトキハ在學者ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得

第十一條 學則中ニ規定スヘキ事項凡左ノ如シ

- 一 學部及大學豫科ノ學科課程ニ關スル事項
- 二 研究科及大學院ニ關スル事項

三 部學ノ在學年限並大學豫科ノ修業年限ニ關スル事項

四 學士ノ稱號ニ關スル事項

五 試験並課程修了ノ認定ニ關スル事項

六 學年、學期及休業日ニ關スル事項

七 入學、退學及懲戒ニ關スル事項

八 授業料、入學料等ニ關スル事項

第十二條 大學ニ於テハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外左ノ表簿ヲ備フヘシ

一 學則及教授時間配當表

二 職員ノ名簿及履歷書

三 在學者學籍簿及入營延期又ハ徵兵猶豫ニ關スル書類

四 試験ノ問題及成績表

在學者學籍簿ニハ在學者ノ氏名、族籍、居所、生年月日、入學前ノ學歷、入

學轉學退學ノ年月日及試験合格ノ年月日、徵兵事故、保證人ノ氏名及居所等ヲ記載スヘシ

第十三條 私立ノ大學ニ關シ文部大臣ニ提出スヘキ文書ハ地方長官ヲ經由スヘシ

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大學特別會計法

大正十年三月二十九日

法律第十一號

第一條 帝國大學ハ各別ニ其ノ他ノ官立大學ハ之ヲ通シテ一ノ特別會計ヲ立テ資金ヲ所有シ政府ノ支出金資金ヨリ生スル收入授業料寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ其ノ一切ノ歳出ニ充テシム

第二條 前條ノ政府支出金ハ東京帝國大學ニ在リテハ毎年度二百九十八萬四千八百五圓、京都帝國大學ニ在リテハ毎年度百七十五萬六

千五百三十八圓トシ其ノ他ノ帝國大學及官立大學ニ在リテハ毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ヨリ之ヲ繰入ルヘシ

東京帝國大學ニ在リテハ前項ノ金額ノ外航空ニ關スル研究ノ費用ニ充ツル爲必要ナル金額ヲ毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ヨリ繰入ルルコトヲ得

第三條 各帝國大學及官立大學ノ資金ハ政府ヨリ交付シ又ハ他ヨリ寄附シタル動産及不動産並歳入殘餘ヨリ成ル但シ官立大學ニ在リテハ第七條ノ施行豫算ノ歳入殘餘ニシテ資金ニ編入シタルモノハ官立大學毎ニ區分シ之ヲ整理スヘシ

第四條 大學ノ歳出ニ充ツル爲必要アルトキハ其ノ資金ヲ支消スルコトヲ得但シ用途指定ニ係ル資金ニ付テハ用途指定者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第五條 政府ハ毎年各帝國大學及官立大學ノ特別會計ノ歳入歳出豫

算ヲ調成シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

第六條 大學特別會計ノ豫算中ニハ豫備費ヲ設シヘシ但東北帝國大學九州帝國大學北海道帝國大學及官立大學ノ特別會計豫算ニ在リテハ此ノ限リニ在ラス

第七條 文部大臣ハ歳入歳出豫算決定ノ後豫備費ヲ除クノ外各大學毎ニ歳入歳出ノ施行豫算ヲ調製シ當該大學ノ總長又ハ學長ヲシテ之ヲ施行セシムヘシ

文部大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項以外ノ者ヲシテ歳入歳出豫算ノ一部ヲ施行セシムルコトヲ得

第八條 大學ニ於テ外國ヨリ直接ニ圖書機械標本又ハ實驗用材料ノ買入ヲ爲ス場合ニハ前金拂ヲ爲スコトヲ得

第九條 寄附金ニシテ特ニ用途ヲ指定シタルモノハ其ノ條件ニ從ヒ之ヲ使用スヘシ

第十條 獎學ヲ目的トスル寄附金ハ之ヲ當該大學ニ交付シ總長又ハ學長ニ經理ヲ委任スルコトヲ得

第十一條 委任經理ニ係ル會計ノ検査ハ會計検査院法第十六條ノ規定ニ依ル

第十二條 官立大學ニ屬スル收入ヲ以テ其ノ歳出ヲ支辨シ別ニ政府支出金ヲ要セサルニ至リタルトキハ當該大學ノ爲ニ特別會計ヲ設クルモノトス

第十三條 大學特別會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 官立大學ノ創設費ハ第一條ノ規定ニ拘ラス一般會計ノ所屬トス

第十五條 官立大學特別會計ノ設置及官立大學ノ創設ニ付一般會計及學校圖書館特別會計ニ關涉シ必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ大正十年度ヨリ之ヲ施行ス
帝國大學特別會計法及大正七年法律第四號ハ之ヲ廢止ス但シ大正九
年度分ニ付テハ仍其ノ効力ヲ有ス
他ノ法律ニ於テ帝國大學特別會計法トアルハ大學特別會計法トス(以
下略ス)

官立醫科大學官制

大正十一年三月三十一日
勅令第四百四十三號

(大正十二年三月三十日改正)
(勅令第九十三號)
(大正十三年五月二十九日改正)
(勅令第三百三十四號)

第一條 官立醫科大學ハ左ノ如シ

- 新潟醫科大學
- 岡山醫科大學
- 千葉醫科大學
- 金澤醫科大學
- 長崎醫科大學

第二條 官立醫科大學ニ左ノ職員ヲ置ク

- 大學長
- 教授
- 助教授
- 事務官
- 學生監
- 助手
- 書記

第三條 大學長ハ勅任トス文部大臣ノ監督ヲ承テ官立醫科大學一般
ノ事ヲ掌リ所屬職員ヲ統督ス

大學長ハ高等官ノ進退ニ關シテハ文部大臣ニ具狀シ判任官ニ關シ
テハ之ヲ專行ス

第四條 教授ハ奏任又ハ勅任トス學生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

○大學ニ關スル法令 官立醫科大學官制

第五條 助教授ハ奏任トス教授ヲ助ケテ授業及實驗ニ從事ス

第六條 事務官ハ奏任トス大學長ノ命ヲ承ケ庶務會計ヲ掌理ス

第七條 學生監ハ教授又ハ助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス大學長ノ命ヲ承ケ學生ノ監督ニ關スル事ヲ掌ル

第八條 助手ハ判任トス教授又ハ助教授ノ指揮ヲ承ケ學術ニ關スル職務ニ服ス

第九條 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス

第十條 大學長ハ必要アル場合ニ於テハ講師ヲ囑託スルコトヲ得

第十一條 官立醫科大學ハ教授會ヲ置キ教授ヲ以テ之ヲ組織ス
大學長ハ教授會ヲ召集シ其ノ議長ト爲ル

第十二條 教授會ハ左ノ事項ヲ審議ス

一 學科課程ニ關スル事項

二 學生ノ試験ニ關スル事項

三 學位ニ關スル事項

四 文部大臣又ハ大學長ノ諮詢シタル事項

第十三條 大學長ハ必要アリト認ムルトキハ助教授又ハ講師ヲ教授會ニ列席セシムルコトヲ得

第十四條 官立醫科大學ニ附屬醫院ヲ置ク

附屬醫院ニ左ノ職員ヲ置ク

醫院長

藥局長

藥劑手

看護長

第十五條 醫院長ハ教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス大學長ノ監督ヲ承ケ醫院ノ事務ヲ掌理ス

第十六條 藥局長ハ奏任トス醫院長ノ監督ヲ承ケ醫院藥局ノ事務ヲ

掌理ス

第十七條 藥劑手ハ判任トス藥局長ノ指揮ヲ承ケ醫院藥局ニ關スル職務ニ服ス

第十八條 看護長ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ醫院ニ於ケル看護ニ關スル職務ニ服ス

第十九條 千葉醫科大學金澤醫科大學及長崎醫科大學ニ附屬醫學專門部及附屬藥學專門部ヲ置ク

專門部ニ教授及助教授ヲ置ク

教授ハ奏任助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

專門部ニ主事ヲ置ク專門部教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス大學長ノ命ヲ承ケ專門部ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督シ生徒ノ訓育ヲ掌ル

第二十條 官立醫科大學附屬醫院及附屬醫學專門部ノ專任職員ノ定員ハ別表ニ依ル

第二十一條 官立醫科大學ニ功勞アリ又ハ學術上效績アル者ニハ勅旨ニ依リ名譽教授ノ名稱ヲ與フルコトアルヘシ
別表略ス

附 則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス（以下略ス）

○學位

學位令 大正九年七月六日 勅令第二百號

第一條 學位ハ博士トス

第二條 學位ハ大學ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ授與ス

第三條 博士ノ種類ハ大學ニ於テ之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クハシ

第四條 學位ヲ授與セラルヘキ者ハ大學學部研究科ニ於テ二年以上

○學位 學位令

研究ニ從事シ論文ヲ提出シテ學部教授會ノ審査ニ合格シタル者又ハ論文ヲ提出シテ學位ヲ請求シ學部教員會ニ於テ之ト同等以上ノ學力アリト認メタル者トス

第五條 學部教員會ハ前條ノ論文審査ニ付其ノ提出者ニ對シ試問ヲ行フコトヲ得

第六條 大學ニ於テ學位授與ノ認可ヲ申請スルトキハ論文及其ノ審査ノ要旨ヲ添付スヘシ

第七條 學位ヲ授與セラレタル者ハ授與ノ日ヨリ六月内ニ其ノ提出ニ係ル論文ヲ印刷公表スヘシ但シ學位授與前既ニ印刷公表セラレタルモノナルトキ又ハ文部大臣ニ於テ其ノ印刷公表ヲ相當ナラスト認メタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八條 大學ハ論文ノ審査ニ付手数料ヲ徵收スルコトヲ得

第九條 學部教員會ニ於ケル論文審査ノ手續其ノ他學位ニ關スル規

程ハ大學ニ於テ之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十條 學位ヲ有スル者其ノ榮譽ヲ汚辱スル行爲アルトキハ大學ニ於テ學位ニ關スル規程ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ經テ學位ノ授與ヲ取消スコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十一年勅令第三百四十四號學位令及博士會規則ハ之ヲ廢止ス但シ舊令ニ依リ授與シタル學位ハ仍其ノ効力ヲ有ス

本令施行前論文ヲ提出シテ學位ヲ請求シタル者ニ對シテハ舊令ニ依リ學位ヲ授與ス

舊令ニ依ル學位ヲ有スル者其ノ榮譽ヲ汚辱スル行爲アルトキハ文部大臣其ノ學位ヲ褫奪ス

新潟醫科大學學位規程

二八

- 第一條 本學ニ於テ授與スル學位ハ醫學博士トス
- 第二條 本學研究科ニテ二年以上研究ニ從事シタルモノハ其研究事項ニ就キ論文ヲ學長ニ提出シ學位ヲ請求スルコトヲ得
前項ニ該當セサル者ニシテ學位ヲ請求セントスル者ハ履歷書ヲ添ヘ論文ヲ學長ニ提出スヘシ
- 第三條 學位請求論文ハ自著一篇(三通)トス 但シ參考トシテ他ノ論文ヲ附加スルコトヲ得
- 第四條 第二條第二項ニヨリ學位ヲ請求スル者ハ審査手数料金百圓ヲ納付スヘシ
既納ノ料金ハ之ヲ返付セス
- 第五條 提出セラレタル論文ハ學長之ヲ本學教授會ノ審査ニ付ス

第六條 本學教授會ハ審査ニ付セラレタル論文ニ就キ教授中ヨリ二名以上ノ委員ヲ選定シテ之ヲ調査セシム、但必要アリト認めタル時ハ助教教授又ハ講師ヲ以テ委員ニ充ツルコトヲ得調査ニ必要アル時ハ論文ノ譯文又ハ標本等ヲ提出セシメ場合ニ依リテハ試問ヲ行フコトアルヘシ

第七條 調査委員ハ一ケ年以内ニ論文ノ要旨ヲ記録シ調査ノ結果ヲ教授會ニ報告スルモノトス、但特別ノ事情アル時ハ教授會ノ議決ニヨリ調査期間ヲ延長スルコトヲ得

第八條 學位授與ノ決定ヲ爲スニハ在職教授ノ三分二以上出席シ無記名投票ニ依リ出席教授三分二以上ノ賛成アルコトヲ要ス
海外旅行中ノ教授ハ前項ノ數ニ算入セス

第九條 本學ヨリ學位ヲ授與セラレタル者ニシテ其榮譽ヲ辱汚スル行爲アリタル時ハ學長ハ教授會ノ議決及文部大臣ノ認可ヲ經テ學

位ノ授與ヲ取消シ學位記ヲ還付セシム
 教授會ニ於テ前項ノ議決ヲ爲スニハ在職教授ノ三分二以上出席シ
 其四分三以上ノ同意アルコトヲ要ス
 前條第二項ノ規程ハ此場合ニモ準用ス
 第十條・學位記ノ様式左ノ如シ

學位記

道府縣

氏名

右者論文ヲ提出シテ學位ヲ請求シ本學教授會ハ之ヲ授與スヘキ學
 カアリト認メタリ 仍テ大正九年勅令第二百號學位令ニ依リ茲ニ
 醫學博士ノ學位ヲ授ク

年 月 日

新潟醫科大學 印

第 號

官立大學長職務規程

文部省訓令

大正九年四月二十一日

第一條 高等官ノ除服、出仕、暇願及高等官任地外居住、他官應其ノ他ノ
 事業囑託ニ應スルノ願及高等官ヲ内地ニ出張セシムルハ大學長ノ
 判行ニ任ス

第二條 大學長ハ高等官ニ事務分課ヲ命スルコトヲ得

第三條 大學長事故アルトキハ文部大臣ノ許可ヲ經テ高等官ヲシテ
 其ノ事務ヲ代理セシムルコトヲ得

第四條 左ノ事項ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケテ後施行スヘシ

第一 學科課程ノ設定及變更ニ關スルコト

第二 規則ノ設定及變更ニ關スルコト

但シ既定規則ノ範圍内ニ於テ其ノ細則ヲ設クルハ此ノ限ニアラ
 ス

○學位 官立大學長職務規定

- 第三 授業料、試験料其ノ他諸收入金ノ定率ヲ定ムルコト
- 第四 外國人ヲ雇入レ其ノ契約ヲ定メ若ハ契約期間内ニ雇ヲ止ムルコト
- 第五 歳入歳出豫算ニ依ルノ外新ニ義務ヲ負擔シ及權利ヲ棄却スルコト
- 第六 學科課程ニ關係シ又ハ規則ノ設定變更ヲ要スル事項ヲ條件トスル寄附ヲ受クルコト
- 第七 八日以上臨時休業スルコト
- 第八 右ノ外例規ナキ重大ノ事件ヲ處理スルコト

○新潟醫科大學職員

(同職中ノ氏名ハ就職ノ順ニ掲グ)

(大正十三年七月末日現在)

大學長
事務官
學生監

醫學博士 池田廉一郎 滋賀
醫學博士 小川爲造 東京
教授 醫學博士 高橋明 山梨
醫學博士

庶務課 會計課

課長

事務官 小川爲造 東京
書記 吉田松平 新潟
書記 佐藤幸 新潟
書記 山本助作 新潟
書記 根布種次郎 新潟

○新潟醫科大學職員

書記長 谷川富治 新潟

三四

圖書館

館長

教授 醫學博士 宮路重嗣 新潟
書記 清川陸男 新潟

教授

外科學
內科學
病理學 病理解剖學
細菌學 衛生學
眼科學

大學長

(歐米出張中)

醫學博士 池田廉一郎 滋賀
醫學博士 澤田敬義 新潟
醫學博士 川村麟也 山梨
醫學博士 宮路重嗣 新潟
醫學博士 熊谷直樹 長野

皮膚科學 泌尿器科學

產科學 婦人科學

解剖學

醫化學

小兒科學

法醫學

精神病學

生理學

內科學

整形外科學

解剖學

藥物學

助教授 外科學

新潟醫科大學職員

醫學博士 高橋 明山 梨
醫學博士 上野道故 新潟
醫學博士 工藤得安 東京
醫學博士 川北元三 三重
醫學博士 岩川克輝 青森
醫學博士 藤原教悅 鳥根
文學士 中村隆治 新潟
醫學士 橫田武三 埼玉
醫學士 富永忠司 新潟
醫學士 本嶋一郎 群馬
醫學士 小池敬事 埼玉
醫學士 真崎健夫 佐賀
醫學士 中田瑞穂 鳥根

三五

內科學
 生理學
 解剖學
 內科學
 病理學
 病理解剖學
 解剖學
 病理學
 耳鼻喉喉科學
 助手
 精神病學
 皮膚科學
 泌尿器科學
 細菌學
 衛生學

講師

プロフェッソール
 ドクター
 エス、ウエー、グレンツ
 獨逸國

醫學士 西端 驥一 東京

島村 司 新潟

小野塚 彌 新潟

三浦浩友 徳島

醫學士 濱口 一郎 和歌山

岩城清士 山形

大橋義郁 新潟

醫學士 柴田經一郎 京都

山口正道 長野

醫學士 福井謙一 大阪

外科學

赤井貞一 新潟

內科學

丹羽七次郎 新潟

產科學 婦人科學

石田與吉 新潟

耳鼻咽喉科學

廣神伊藤 群馬

眼科學

大塚憲治 鳥取

精神病學

益子成徳 茨城

內科學

岩城惠伍 新潟

醫化學

櫻井虎雄 群馬

病理學

高泉正暉 愛媛

產科學 婦人科學

佐藤榮 栃木

解剖學

中野理 新潟

細菌學 衛生學

寺本太郎市 和歌山

病理學

金子悟 新潟

○新潟醫科大學職員

小兒科學
 解剖學
 病理學
 小兒科學
 整形外科學
 外科學
 解剖學
 細菌學 衛生學
 生理學
 生理學
 內科學
 法醫學
 法醫學

醫學士
 三條英一新潟
 梶村正義福岡
 田中修二新潟
 五十嵐菊雄新潟
 新保章新潟
 佐藤正男新潟
 黑須周作栃木
 山田信保福井
 廣川護新潟
 吉田璋也鳥取
 押木四郎新潟
 深山陽千葉
 大和田耕平茨城

皮膚科學 泌尿器科學
 眼科學
 藥物學
 內科學
 耳鼻咽喉科學
 整形外科學
 藥物學

醫學士
 伊藤一山梨
 伊積政雄新潟
 佐藤秋義大分
 伊藤一山梨

附屬醫院
 醫院長
 藥局長
 藥劑手

(歐米出張中)
 教授
 醫學博士
 醫學士
 澤田敬義新潟
 久野浩一愛知

竹之內辰四郎新潟
 布施德衛新潟
 永田彦四郎滋賀
 五十嵐弘新潟
 伊積政雄新潟
 佐藤秋義大分
 伊藤一山梨

前澤敦新潟
 橋本通新潟

○新潟醫科大學職員

事務監督

長谷川庄六 新潟
 佐久智廣 長野
 廣瀬保祐 三重
 中田金三 富山
 相蘇相太郎 山形
 廣村勉 石川

事務官 小川爲造 東京
 書記 宮常吉 新潟
 書記 中山武造 新潟
 書記 佐藤佐太郎 新潟
 書記 小川四郎 新潟

看護長

薄葉西吉 福島
 小林レシ 新潟
 伏見ツル 新潟
 三浦ヤヨイ 新潟
 赤澤シヅ 新潟
 佐々木ミツ 新潟

○新潟醫科大學規程

第一章 學期及休業

第一條 一年ヲ分チテ左ノ三學期トス

第一學期 四月一日ヨリ九月十日迄

第二學期 九月十一日ヨリ十二月三十一日迄

第三學期 一月一日ヨリ三月三十一日迄

第二條 定期休業日左ノ如シ

春季休業 四月一日ヨリ同七日迄

夏季休業 七月十一日ヨリ同九月十日迄

冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日迄

日曜日

新潟醫科大學記念日 五月五日

秋季皇靈祭 秋分日 神嘗祭 十月十七日

天長節祝日 十月三十一日 新嘗祭 十一月二十三日
紀元節 二月十一日 春季皇靈祭 春分日

第二章 授業學科目

第三條 本學ニ於テ授業スル科目及其時間數左ノ如シ

學科目	年次				△印ハ組分チ意味ス
	第一	第二	第三	第四	
系統解剖學	一〇	八	六		
組織學	三				
解剖學實習	三時間 宛六回	三時間 宛六回			
組織學實習		三時間 宛三回			
胎生學		二	二		
局所解剖學			二	二	
生理學	六	六	六		

○新潟醫科大學規程

學期及休業

授業學科目

法醫學	衛生學	病理解剖實習	病理標本示說	病理組織學實習	病理學各論	病理學總論	處方學	藥物學實習	藥物學	細菌學實習	細菌學	醫化學實習	醫化學	生理學實習
											三時間 宛二回	三時間 宛二回	五二	三時間 宛三回
		時々		三時間 宛二回	三	四		三時間 宛二回	四	三	三時間 宛三回			三時間 宛三回
		時々		三時間 宛二回	四	一		三時間 宛二回	二	三	三時間 宛三回			
		時々												
		時々	二											
		時々	二											
		時々	二											
二	二	時々	一											
二	二	時々	一											
二	二	時々	一											

診斷學及實習	內科各論及臨床講義	內科臨床講義	外科總論	外科各論及臨床講義	外科臨床講義	外科手術實習	產科婦人科實習	產科婦人科臨床講義	產婦人科臨床講義	產科模型演習	皮膚科學	泌尿器科學	皮膚科泌尿器科臨床講義
			二										
			三										
			三	△									
				△	六			△				一	
				△	六		△					二	
				△	六		△					一	
				△	六		△					一	
				△	六		△					一	
				△	六		△					一	

皮膚科泌尿器科 外來患者臨床講義	眼科 眼科臨床講義	眼科 眼科外來患者 臨床講義	檢眼鏡實習	耳鼻咽喉科學	耳鼻咽喉科臨床講義	耳鼻咽喉科外來 患者臨床講義	耳鼻咽喉科實習	小兒科學	小兒科臨床講義	小兒科外來患者 臨床講義	種痘實習	精神病学	精神病学臨床講義

精神病学外來患者 臨床講義	醫學史	醫事法制	社會醫學	物理的療法	總計
					二四
					一六 實習八 同三時 問宛)
					二三 實習八 同三時 問宛)
					一九 實習六 同三時 問宛)
					一七 實習六 同三時 問宛)
					八 實習四 同三時 問宛)
					二六
					二六
					二七
					二八
					二五
					二五

- 第四條 學生ハ解剖學(組織學ヲ含ム)生理學、醫化學、藥物學、細菌學及病理學ヲ學修シタル後ニアラサレハ臨床講義ニ出席スルコトヲ得ス
- 第三章 入學、休學、退學、轉學及除籍
- 第五條 入學ハ第一學期ノ始メニ於テス
- 第六條 本學ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ高等學校高等科ニ於ケル理科卒業者タルヲ要ス

○新潟醫科大學規程

授業學科目

入學、休學、退學、轉學及除籍

但入學志願者ノ數收容豫定數ヲ超過シタルトキハ選抜試験ヲ行フ

第七條 前條ノ入學志願者ヲ收容シ尙闕員アル場合ニ限り左ニ記載スル者ノ入學ヲ許可スルコトアルヘシ

一 高等學校高等科文科卒業者
一 大學豫科修了者

一 醫學專門學校醫學科卒業者ニシテ相當ノ學力アリト認めタル者
一本學ニ於テ試験ヲ行ヒ高等學校高等科ヲ終ヘタル者ト同等以上ノ學力アリト認めタル者

但試験ハ之ヲ高等學校ニ委託スルコトアルヘシ

第八條 本學學生ニシテ退學シタル者再ヒ入學ヲ請フトキハ闕員アル場合ニ限り之ヲ許可スルコトアルヘシ

第九條 帝國大學醫學部及他ノ醫科大學學生ニシテ本學ニ轉學ヲ望ム者ハ闕員アル場合ニ限り許可スルコトアルヘシ

第十條 入學志願者ハ二月十五日迄ニ願書ニ卒業又ハ修學證明書及

身體検査證ヲ添へ學長ニ願出ツハシ(願書及身體検査證ノ用紙ハ本學ニ於テ交付ス)

但期限後ト雖尙闕員アル場合ニハ四月十五日迄願書ヲ受理スルコトアルヘシ

第十一條 學生疾病ニヨリ二ヶ月以上修學ヲ中止セントスル時ハ醫師ノ診斷書ヲ添へテ願書ヲ呈出シ學長ノ許可ヲ得テ二年以内休學スルコトヲ得

第十二條 學生ニシテ陸海軍兵役ニ服スル者ハ其現役又ハ召集中休學ヲ許可ス

第十三條 前二條ニヨル休學者ニシテ休學期間ト雖ソノ事故止ム時ハ願ニ依リ復學ヲ許可スルコトアルヘシ

第十四條 學生退學セントスル時ハ其旨願出テ學長ノ許可ヲ受クヘシ

第十五條 轉學セント欲スル者ハ其理由ヲ詳記シ學長ノ許可ヲ受クヘシ

前項ノ許可ヲ與ヘタル時ハ除籍ス

第十六條 在學八年ニ及ヒテ猶卒業セサル者ハ除籍ス

但休學期間ハ之ヲ算入セス

第十七條 前條ノ期間内ト雖疾病其他ノ事故ニヨリ成業ノ見込ナシト認メタル時ハ退學ヲ命スルコトアルヘシ

第四章 試問及卒業

第十八條 大學令第十條ニヨル試験ハ學生ノ申請ニ依リ次ノ學科ニ就テ之ヲ施行ス

解剖學(組織學ヲ含ム)

生理學

醫化學

- 藥物學
- 細菌學
- 病理學
- 內科學
- 外科學
- 產科婦人科學
- 眼科學
- 精神病學
- 小兒科學
- 皮膚科泌尿器科學
- 耳鼻咽喉科學
- 衛生學
- 法醫學

○新潟醫科大學規程

試問及卒業

第十九條 各科目ニツキ規定ノ期間聽講シ且ツ實習ヲ修了シタル者
ニアラサレハ試験ヲ申請スルコトヲ得ス

第二十條 解剖學(組織學ヲ含ム)生理學、醫化學、藥物學、細菌學及病理學
ノ試験ニ合格シタル者ニアラサレハ爾餘ノ試験ヲ受クルコトヲ得
ス

第二十一條 試験期日ハ二週間前ニ之ヲ揭示ス

第二十二條 受験ノ申請ハ試験期日ノ揭示後一週間以内トス

第二十三條 試験ハ其學科擔當ノ教員之ヲ施行ス

擔當教員事故アル時ハ他ノ教員之ヲ施行スルコトアルヘシ

第二十四條 試験ノ成績ハ合格及不合格ノ二トス

第二十五條 或學科ノ試験ニ於テ不合格ノ成績ヲ得タル者ハ同一學
期ニ於テ再ヒ受験スルコトヲ得ス

第二十六條 四年以上在學シ規定ノ全受験科目ニ合格シタル者ヲ卒

業者トシ之ニ卒業證書ヲ授與ス

第二十七條 本學卒業生ハ醫學士ト稱スルコトヲ得

第五章 試験手数料 學科及授業料

第二十八條 第六條但書第七條第四項ニ依リ試験ヲ受クル者ハ試験
手数料トシテ豫メ金拾圓ヲ納付スヘシ

第二十九條 入學ヲ許可セラレタル者ハ入學料トシテ金拾圓ヲ納付
スヘシ

第八條ニヨリ再ヒ入學ヲ許可セラレタル者及第九條ニヨリ轉學ヲ
許可セラレタル者ハ前項ニ準ス

第三十條 學生ノ授業料ハ一學年金七拾五圓トシ一學期毎ニ之ヲ徵
收ス

但納付期日ハ別ニ之ヲ定ム

第一學期 金貳拾五圓

○新潟醫科大學規程

試問及卒業

試験手数料入學料及授業料

第二學期 金貳拾五圓

第三學期 金貳拾五圓

授業料納付期日後ニ入學シタル者ハ入學許可ノ日ヨリ十日以内ニ納付スヘシ

第三十一條 轉學シ退學シ除籍セラレ又ハ退學ヲ命セラレタイ者ニハ其期ノ授業料ヲ徵收ス

停學ニ處セラレタル者ニハ停學中ト雖授業料ヲ徵收ス

第三十二條 一期ヲ通シテ休學ヲ許可セラレタル者ニハ其期ノ授業料ヲ徵收セス

但休學者ニシテ中途復學シタル時ハ其學期ヨリ之ヲ徵收ス

第三十三條 既納ノ料金ハ如何ナル理由アルモ之ヲ返付セス

第三十四條 授業料納付ノ義務ヲ怠リタルトキハ講義實習ニ出席シ及圖書ヲ閱覽スルコトヲ禁止シ其情狀重キモノハ之ヲ除籍ス

第六章 服 裝

第三十五條 學生ハ本學所定ノ制服及制帽ヲ着用スヘシ

第七章 懲 戒

第三十六條 學生ニシテ其本分ニ悖リタル行爲アリタル時ハ之ヲ懲

戒ニ處ス

懲戒ハ左ノ如シ

戒 飭

停 學

放 學

第八章 外國學生

第三十七條 外國人ニシテ本學ニ入學セントスル者アルトキハ明治

三十四年文部省令第十五號ノ定ムル所ニヨリ之ヲ許可ス

第三十八條 外國學生ニシテ本學所定ノ試問ニ合格シタル者ニハ本

○新潟醫科大學規程

服裝

懲戒

外國學生

專攻生

人ノ願ニ依リ學力ヲ檢定シ高等學校高等科卒業ト同等以上ト認メタルトキハ卒業證書ヲ授與スルコトヲ得

第三十九條 外國學生ニシテ高等學校高等科卒業程度ノ試験ニ合格シタル者ハ普通學生トシテ入學ヲ許可ス

第四十條 外國學生ニハ本學學生ニ關スル規程ヲ準用ス

第九章 專攻生

第四十一條 本學授業擔當者ノ指導ヲ受ケ特ニ專門學科ニツキ研究セントスル者ハ專攻生トシテ入學ヲ許可ス

第四十二條 專攻生タラント欲スル者ハ願書ニ履歷書及卒業證書寫ヲ添ヘ指導者ヲ經テ願出ツヘシ

第四十三條 專攻生タルコトヲ得ル者ハ左記ノ一ニ該當スルコトヲ要ス

一 大學卒業者

一 醫學專門學校卒業者

一 授業擔當者ニ於テ適當ノ學力アリト認メタル者

第四十四條 研究費ハ教室ノ設備ニ附帶スルモノノ外總テ專攻生ノ負擔トス

但時宜ニヨリテハ特ニ研究材料ヲ給與スルコトアルヘシ

第四十五條 專攻期間ハ二ケ年以内トス

但時宜ニヨリテハ延期ヲ許可スルコトアルヘシ

第四十六條 專攻生ニハ願ニ依リ證明書ヲ附與ス

第四十七條 專攻生タルコトヲ許可セラレタル者ハ金拾圓ヲ納付スヘシ

附 則

一 本規定ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

二 醫學專門學校醫學科三、四年級ニ在學スル者ハ試験ノ上入學ヲ許

可スルコトアルヘシ

○新潟醫科大學副手規程

- 第一條 新潟醫科大學ニ副手ヲ置ク無給トス
但時宜ニ依リテハ有給ト爲スコトアルヘシ
- 第二條 副手ハ研究科學生、學士若クハ學士ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ニ限リ學長之ヲ囑託ス
- 第三條 副手ハ教授及助教授ノ指揮ヲ受ケ學術又ハ診療ニ關スル職務ニ服ス

附 則

本規程ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○新潟醫科大學研究科規程

- 第一條 本學卒業生ニシテ研究科ニ入ラント欲スル者ハ其研究事項ヲ具シ學長ニ願出ツヘシ學長ハ教授會ノ議ヲ經テ之ヲ許可ス
- 第二條 本學卒業生ニアラサル者ニシテ研究科ニ入ラント欲スル者ハ學業履歷書ヲ添ヘテ願出ツヘシ學長ハ教授會ノ議ヲ經テ之ヲ許可ス
- 但時宜ニヨリテハ其學力ヲ檢定スルコトアルヘシ、檢定ヲ受クル者ハ入學檢定料金貳拾圓ヲ前納スヘシ、既納ノ料金ハ如何ナル事由アルモ之ヲ返付セス
- 第三條 研究科學生ノ指導ハ學生ノ希望ヲ斟酌シ教授會ノ議ヲ經テ學長ノ選定シタル教員之ヲ擔當ス
- 第四條 研究科學生ノ在學期間ハ二ケ年トス
研究ノ必要ニヨリ引續キ在學セント欲スル者ハ當該教員ヲ經テ學

○新潟醫科大學研究科規程

長ニ願出ツヘシ。學長ハ教授會ノ議ヲ經テ一年毎ニ之ヲ許可ス

第五條 研究科學生在學中ハ學長ノ許可ヲ得ルニアラサレハ他ノ業務ニ從事スルコトヲ得ス

第六條 研究科學生ハ指導教員及擔當教員ノ承認ヲ得テ本學ノ講義實習及實驗等ニ出席スルコトヲ得

第七條 研究科學生ハ研究料トシテ一年毎ニ金五拾圓ヲ前納スヘシ

研究科學生ニシテ兵役ニ服スル者ニハソノ服務中研究料ヲ免除ス但既納ノ料金ハ之ヲ還付セス

第八條 研究科學生ニシテ學術研究旅行ヲ要スル時ハ教授會ノ議ヲ經テ旅費日當ヲ補給スルコトアルヘシ

第九條 研究科學生ハ在學滿期ニ至ルトキ其研究成績ヲ指導教員ヲ經テ學長ニ報告スヘシ

第十條 研究科學生ニシテ學位ヲ得ント欲スル者ハ在學二年以上ヲ經タル後其研究事項ニ就キ論文ヲ學長ニ提出スヘシ

學位ヲ請求セサルモ相當ノ研究ヲ爲シタリト認ムル者ニハ學長ハ證明書ヲ附與スルコトアルヘシ

第十一條 研究科學生ニシテ教授會ニ於テ研究ノ實ナシト認めラレタルトキハ學長之ニ退學ヲ命ス

第十二條 研究科學生ハ本規程ノ外總テ本學ノ學則ヲ遵守スヘシ

第十三條 研究科學生中學力優秀志操堅實ナル者ハ特選給費學生トナシ學資ヲ給與スルコトアルヘシ

第十四條 特選給費學生ハ教授會ノ議ヲ經テ學長之ヲ命ス

間之ヲ給ス

但必要アル時ハ教授會ノ議ヲ經テ更ニ期限ヲ定メ之ヲ繼續スルコト

○新潟醫科大學研究科規程

新潟醫科大學附屬醫院規程

トヲ得

特選給費學生ニハ研究料ヲ徵收セス。

第十五條 特選給費學生ニシテ其地位ニ在ルニ適セサルニ至リタルトキハ教授會ノ議ヲ經テ學長之ヲ免ス

附 則

本規程ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○新潟醫科大學附屬醫院規程

第一條 附屬醫院ハ醫學ノ教授及研究ノ目的ヲ以テ患者ノ診療ヲ爲ス所トス

第二條 患者ヲ分チテ入院患者及外來患者ノ二種トス

第三條 入院患者ハ官費及私費トス

但私費ヲ以テ治療ヲ受ケント欲スル者モ其病症ニヨリテハ之ヲ許

可セサルコトアルヘシ

第四條 外來患者ノ費用ハ患者ノ自辨トス

但病症ニヨリ治療上一切ノ費用ヲ徵收セサルコトアルヘシ

第五條 本規程施行ニ關スル細目ハ學長之ヲ定ム

附 則

本規程ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

看護婦養成科規則

第一條 新潟醫科大學附屬醫院ニ看護婦養成科ヲ置ク

第二條 看護婦養成科ハ一般患者ヲ看護スルノ方法ヲ授クルヲ以テ目的トス

第三條 生徒養成ノ期間ハ三ケ年トシ之ヲ前後ノ二學期ニ分チ前學期ニハ主トシテ學科ヲ授ケ兼テ實習ヲ課シ後學期ニハ實習ニ就カシム

○新潟醫科大學附屬醫院規程 看護婦養成科規定

第四條 講習學科目左ノ如シ

- 一 修身 看護婦心得
- 一 解剖學及生理學一般
- 一 衛生學一般

一 各種看護法及傳染病豫防法大意

一 消毒法

一 治療及手術介補

一 繃帶機械學

一 救急處置

第五條 生徒實習中ハ附屬醫院看護婦規則ニ從ハシム

第六條 生徒ノ募集期日ハ其都度廣告ス

第七條 入學志願者ハ品行方正身體健全年齡十五年以上三十年以下ノ獨身者ニシテ家事ニ係累ナキ者ニ限ル

第八條 入學志願者ニハ體格検査ヲ行ヒ左ノ科目ニ就キ高等小學校卒業程度ニ依リ試験ヲ施行シ合格シタルモノヲ入學セシム

一 讀方

二 綴方

三 算術

四 書取

第九條 入學志願者ハ左ノ書式ニ依リ願書ヲ差出スヘシ

入學願書

私儀看護婦養成科へ入學致度履歷書並ニ戶籍謄本(抄本相添此段相願候也)

本籍

現住所族籍戶主又ハ何誰何女姉妹

何

某

印

年月日

前書ノ者品行方正ニシテ配偶者ナク且ツ家事ニ係累ナキ者ニ

相違無之仍テ保證候也

本籍
 族籍職業
 現住所
 保證人
 新潟醫科大學附屬醫院長何
 年 月 日
 何
 某 殿
 某 印

履 歷 書

何

某 年 月 日生

學 業

一何年何月何日何學校ニ入リ何年何月何日卒業
 (卒業證書寫別紙ノ通)
 一何年何月ヨリ何某ニ就キ何學修業等
 一何年何月何日何業ニ就キ月俸又ハ月給何程
 一何年何月何日何々ノ事故ヲ以テ依願免職等

賞 罰

一何年何月何々ノ廉ヲ以テ授賞又ハ受罰等
 右之通相違無之候也

年 月 日

右

何

某 印

第十條 入學ヲ許可セラレタル者ハ左ノ書式ニ依リ契約書ヲ差出ス
 ヘシ

但保證人中一名ハ新潟市内ニ住居スル丁年以上ノ戸主タルヲ要ス

印 收 參
紙 入 錢

誓 約 書

某 儀

(用紙美濃紙)

今般看護婦養成科へ入學差許サレ候ニ就テハ諸規則ヲ堅ク相
 守ルヘキハ勿論在學中某一身上一生シタル事件ハ保證人兩名
 ニ於テ一切所辯可致且ツ萬一在學中ノ學費辨償ヲ命セラル、

○新潟醫科大學附屬醫院規程 看護婦養成科規程

場合ニハ左記ノ者連帶ヲ以テ其義務ヲ果スヘク茲ニ誓約候也

本籍

現住所族籍戸主又ハ何某姉妹

年月日

何

某印

本籍

現住所族籍職業

保證人 何

某印

新潟市何町何通何番町何番地

族籍職業

保證人 何

某印

新潟醫科大學附屬醫院長

何

某殿

第十一條 生徒ニハ食料及月手當ヲ給シ制服寢具ヲ貸付シ本院看護

婦寄宿舎内ニ宿泊セシム

第十二條 生徒ハ在學中附屬醫院ノ諸規則ヲ遵守スヘシ

第十三條 試問(學說及實地)ニ合格セル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第十四條 生徒ハ卒業後滿一々年間新潟醫科大學ニ勤務スルノ義務

アルモノトス

第十五條 生徒ニシテ成業ノ目途ナキモノ及ヒ不都合ノ行爲アリタ

ルトキハ退學ヲ命ス

第十六條 在學中及義務年限中中途退學又ハ義務ノ免除ヲ願出ル者

アルモ疾病其ノ他特別ノ事情アリト認メタルモノニアラサレハ許

可セス若シ是ヲ許可シタル場合ニ於テモ其情狀ニ依リ在學中支給

シタル學資ノ全部又ハ其幾分ヲ一時ニ返納セシム

產婆養成科規則

第一條 新潟醫科大學附屬醫院ニ產婆養成科ヲ置ク

第二條 修業年限ハ三箇年トシ之ヲ前後ノ二學期ニ分チ前學期ニハ

主トシテ學科ヲ授ケ兼テ實習ヲ課シ後學期ニハ專ラ實習ニ就カシ

○新潟醫科大學附屬醫院規程

看護婦養成科規程

產婆養成規則

第三條 授業科目左ノ如シ

- 一 修身
- 一 解剖學及生理學一般
- 一 衛生學一般及消毒法
- 一 正規妊娠分娩及其取扱法
- 一 正規產褥及其取扱法
- 一 初生兒取扱法及看護法
- 一 模型演習
- 一 一般看護法
- 一 救急療法及實習
- 一 產婆心得
- 一 異常妊娠分娩產褥及其取扱法

第四條 生徒實習中ハ附屬醫院看護婦規則ニ從ハシム

第五條 生徒ノ募集期日ハ其ノ都度廣告ス

第六條 入學志願者ハ品行方正身體健全年齡十六年以上ノ女子ニシテ家事ニ係累ナキ者ニ限ル

第七條 入學志願者ニハ體格検査ヲ行ヒ左ノ科目ニ就キ高等小學校卒業程度ニ依リ試験ヲ施行シ合格シタル者ヲ入學セシム

- 一 讀方
- 二 綴方
- 三 算術
- 四 書取

第八條 入學志願者ハ左ノ書式ニ依リ願書ヲ差出スヘシ

入學願書

私義產婆養成科へ入學致度履歷書竝ニ戶籍謄本(抄本)相添此段

○新潟醫科大學附屬醫院規程 產婆養成科規則

相願候也

七二

本籍
族籍、戸主又ハ何某何女姉妹
現住所

年月日

氏

名 印

前書ノ者品行方正ニシテ家事ニ係累ナキ者ニ相違無之仍テ保證候也

本籍

族籍職業

現住所

保證人氏

名 印

新潟醫科大學附屬醫院長 何

某殿

第九條 入學ヲ許可セラレタル者ハ左ノ書式ニ依リ誓約書ヲ差出スヘシ但保證人中一名ハ新潟市ニ住居スル丁年以上ノ戸主タルヲ要ス

印 收 參
紙 入 錢

誓 約 書

(用紙美濃紙)

某 儀

今般産婆養成科へ入學差許サレ候ニ就テハ諸規則ヲ堅ク相守ルヘキハ勿論在學中某一身上ニ生シタル事件ハ保證人兩名ニ於テ一切所辨可致且ツ萬一在學中ノ學資辨償ヲ命セラレ、場合ニハ左ニ記名ノ者連帶ヲ以テ其義務ヲ果スヘク茲ニ誓約候也

本籍

族籍、戸主又ハ何某何女姉妹

現住所

本人氏

名 印

本籍

族籍職業

現住所

保證人氏

名 印

新潟市何町通何番町何番地
族籍職業

保證人氏
某殿

名印

新潟醫科大學附屬醫院長 何

第十條 生徒ヲ分チテ給費生及自費生トス

自費生ハ總テ通學トシ學科講習中毎月五日迄ニ授業料金壹圓ヲ前納スヘシ

給費生ニハ食料ヲ給與シ且ツ作業服ヲ貸付シ院内ニ宿泊セシム但自費生ト雖實習中ハ院内ニ宿泊セシムルコトアルヘシ

第十一條 生徒ハ總テ院内ノ規則ヲ遵守シ講師掛員看護婦長及產婆養成科產婆長ノ指揮ニ從フヘシ

第十二條 試問學說及實地ニ合格セル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第十三條 生徒ニシテ成業ノ見込ナキ者又ハ不都合ノ行爲アリタル

トキハ退學ヲ命ス

第十四條 生徒ニシテ中途退學ヲナス者又ハ退學ヲ命セラレタル者ニハ其狀情ニ依リ在學中給與シタル學資ノ全部又ハ其幾分ヲ返納セシムルコトアルヘシ

○新潟醫科大學圖書館規程

第一條 圖書館ハ本學所屬ノ圖書ヲ處理シ又ハ本學ニ委託セラレタル圖書ヲ保管スル所トス

第二條 圖書ノ出納ハ圖書館係員之ヲ掌ル

第三條 圖書館ニハ閱覽室ヲ設ケ醫學一般ニ涉ル圖書及數教室共用ノ圖書其他ヲ陳列保管ス

第四條 前條以外ノ圖書ハ之ヲ各教室内ニ置キ教授ヲシテ保管セシム

第五條 圖書館内ノ圖書ハ本學職員、研究科學生及專攻生ニ限リ之ヲ借受ケ帶出スルコトヲ得

借受冊數ハ一名拾冊ヲ超過スルコトヲ得ス

借用者ハ轉職又ハ退職ノ際直チニ其圖書ヲ返納スヘシ

第六條 圖書ヲ借受ケ帶出セント欲スル者ハ所定ノ用紙ニ記入スルコトヲ要ス

第七條 圖書貸出期間ハ二十日以内トス

第八條 貸出圖書ハ期間内ト雖毎年七月一日ヨリ十日迄ニ一旦返納スヘシ

但必要アルトキハ臨時返戻ヲ要求スルコトアルヘシ

第九條 閱覽室ニ於テ圖書ヲ閱覽セント欲スル者ハ借覽票ニ記入シ

係員ニ出タシ閱覽終リタル圖書ハ直チニ之ヲ返付スヘシ

閱覽時間ハ時々之ヲ揭示ス

第十條 本學職員及學生以外ノ篤志研究者ニシテ圖書館内ノ圖書閱覽ヲ請フモノアル時ハ圖書館長ニ於テ許可ヲ與フルコトアルヘシ

但閱覽手續ハ前條ニ依ル

第十一條 圖書閱覽者ハ本規程ヲ遵守シ又室内ニ於ケル揭示事項及係員ノ指揮ニ從フヘキモノトス

第十二條 諸官廳、學校又ハ本學職員以外ノ者ヨリ圖書借受ノ照會アル際圖書館長ハ圖書館内ノ圖書ニ限リ之ヲ許可スルコトアルヘシ
此際借用者ハ所定ノ圖書及借受期間（註）ヲ記入セシ借用證書ヲ圖書館ニ提出スルモノトス

第十三條 閱覽者又ハ借受者ニシテ其圖書ヲ紛失毀損又ハ汚染シタルトキハ同一圖書ヲ辨償セシム

但時宜ニヨリテハ代金ヲ以テ之ヲ辨償セシメ或ハ修繕費ヲ負擔セシムルコトアルヘシ

第十四條 各教室ニ保管セラル、圖書ヲ紛失毀損又ハ汚染シタル場
 合ハ保管者ヨリ始末書ヲ提出スルモノトス、而シテ其事由ニヨリテ
 ハ前條ヲ適用スルコトアルヘシ

○新潟醫科大學獎學資金

第一條 本學々生及本學ニ於テ研究ニ從事スル者ニ對シテ獎學ノ爲
 メニ資金ヲ寄附セントスル者アルトキハ之ヲ許容スルコトアルヘ
 シ
 獎學資金ニハ寄附者ノ名義ヲ附スルコトヲ得
 第二條 寄附ハソノ資金ニ對シ一定ノ條件ヲ附スルコトヲ得
 第三條 寄附者ニ於テ一定ノ指定ヲ爲ササルトキハ教授會ノ議ヲ經
 テ學長之レカ支辨ノ途ヲ定ム
 第四條 貸費及給費等ニ關スル細目ハ別ニ之ヲ定ム

獎學資金

寄附者氏名	寄附年月日	寄附金額	目的
竹山正男	大正七年十一月四日	一、〇〇〇圓	利子ヲ本學學生獎學ノ資ニ充ツヘキモノトス
長谷川寬	大正九年十二月六日	一、〇〇〇圓	利子ヲ學術研究費ニ充ツヘキモノトス
入澤達吉	大正十三年四月十一日	一、〇〇〇圓	利子ヲ獎學ノ資ニ充ツヘキモノトス

○新潟醫科大學學生 大正十三年七月末日現在(イロハ順)

第三年

- | | | | | | |
|------|----|-------|----|--------|----|
| 伊藤泰一 | 秋田 | 入澤保 | 新潟 | 萩原敏 | 茨城 |
| 星野宏 | 新潟 | 沼田昌彦 | 茨城 | 河邊昌一 | 新潟 |
| 田中小一 | 東京 | 竹内節之助 | 新潟 | 中村彦左工門 | 新潟 |
| 植木吉禪 | 新潟 | 國岡恭一 | 福島 | 山上爲次 | 富山 |
| 松林清廣 | 山形 | 小林榮太郎 | 新潟 | 金野巖 | 岩手 |
| 澤井惇 | 新潟 | 南正夫 | 新潟 | 瀨高德榮 | 新潟 |

○獎學資金 新潟醫科大學學生

須賀 博 栃木

第二年

今川與曹長野	今井與六長野	本間敏男新湯
友成 晃靜岡	小原武一郎新湯	小野光仁長野
若林俊一福島	渡邊悌二新湯	川田達彌新湯
上村忠雄新湯	吉田誠一新湯	高橋健彦群馬
高橋正三愛知	高山市松新湯	高山登嶺夫新湯
中村 徹山形	鎗居修三高知	丸山吉夫長野
水野 毅新湯	荒井二郎新湯	齋藤俊一郎福島
佐藤 泰群馬	木村兼三郎青森	木村省三岡山
三井二郎靜岡	澁澤庄治群馬	清水芹一郎新湯
神保龜代松新湯		

第一年

今井善六長野	井上虎雄鹿兒島	早川美智雄香川
西村慶造山形	西村英一青森	方 斗 翰朝鮮
岡田潤一郎新湯	樺澤 巖新湯	加藤錦士山形
唐津英作新湯	金子俊男靜岡	吉田末五郎青森
田中省人富山	高橋秀夫新湯	高橋辰治新湯
奈良太二郎青森	中島幸夫山形	中山 博新湯
村井貞寬山形	野崎秀英北海道	山口亮松新湯
山本一郎北海道	山田義民新湯	松井好夫群馬
丸山重雄長野	福原 武新湯	小林鈴松愛知
小林富次郎福島	安宅洪芮新湯	淺野 博新湯
新井重美長野	青池 茂新湯	相蘇 潔山形
佐藤 惇福島	三條善郎新湯	佐藤千秋新湯

○獎學資金 新潟醫科大學學生

齋藤謙 新潟
 北島芳二郎 秋田
 木谷長信 石川
 三浦良雄 宮城
 水戸尙二 新潟
 島田修二 新潟
 霜鳥重吾 新潟
 樋口要 新潟
 樋ノ浦治一 新潟
 瀨尾貫二 兵庫

○新潟醫科大學研究科學生

病理學
 解剖學 產科學 婦人科學
 病理學 外科學
 醫學士 秋葉隆千葉
 中村平藏 埼玉
 高橋敬三 新潟

○新潟醫科大學專攻生

內科學
 產科學 婦人科學
 加藤ヨイ 新潟
 岡田マス 新潟

學生道府縣別人員表 (大正十三年七月末日現在)

道	府	縣	道	府	縣
北	海	道	二	東	京
京	奈	都	大	阪	一
神	奈	川	兵	庫	一
新	潟	湯	四	二	玉
群	馬	馬	四	千	葉
茨	城	城	二	栃	木
奈	良	良	三	重	一
愛	知	知	二	靜	岡
山	梨	梨	一	滋	賀
岐	阜	阜	長	野	七
宮	城	城	一	福	島
岩	手	手	一	青	森
山	形	形	六	秋	田
					二

○學生道府縣別人員表

朝	沖	長	佐	福	愛	德	山	岡	富	福
鮮	繩	崎	賀	岡	媛	島	口	山	山	井
一								一	二	
總	臺	鹿	熊	大	高	香	和	廣	鳥	石
		兒					歌			
計	灣	島	本	分	知	川	山	島	取	川
九三		一			一	一				一

附 錄

新潟醫科大學學友會會則

第一條 本會ハ會員相互ノ和親協力ニヨリ人格ノ高揚及體力ノ充實ヲ圖リ以テ神聖自由ナル學風ヲ振興スルヲ

目的トス

第二條 本會ハ新潟醫科大學學友會ト稱ス

第三條 本會事務所ヲ新潟醫科大學内ニ置ク

第四條 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス

正 會 員 本學學生

特別會員 本學教官事務官及藥局長

贊助會員 助手 副手 藥劑手 調劑手 事務員 及本學卒業生

名譽會員 本會ニ縁故又ハ功勞アルモノニシテ役員會ノ推薦ニヨルモノ

第五條 本學學生ハ凡テ本會正會員タル義務ヲ有ス

第六條 本會ニ左ノ各部ヲ置ク

學 藝

文 藝 部

音 樂 部

辯 論 部

○附 錄

運 勤

- 庭 球 部
- 水 泳 部
- 旅行(山岳)部
- 陸上競技部
- 弓 道 部
- ス キ ー 部

第七條 本會ハ定期總會トシテ新舊會員面議會記念日祝賀會及卒業生送別會ヲ開催ス

第八條 本會ハ會長ノ認可ヲ得テ臨時總會ヲ開催スルコトヲ得

第九條 本會ハ臨時事業トシテ種々ノ催チ開クコトヲ得

第十條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 會 長
- 副 會 長
- 部 長
- 幹 事
- 委 員
- 書 記

第十一條 役員ノ選任方法ハ左ノ如シ

一、會長ニハ本學學長ヲ推薦ス

一、副會長ハ教授中ヨリ一名會長之ヲ囑託ス

一、部長ハ教官中ヨリ各部ノ推薦ニヨリ會長之ヲ囑託ス

但部長ハ兼任スルコトヲ得

一、幹事ハ正會員ノ互選ニヨリ各級ヨリ二名ツ、選出ス

一、各部委員ハ各部員中ヨリ二名ツ、全正會員之ヲ選出ス

一、書記ハ本學事務員中ヨリ會長之ヲ囑託ス

第十二條 役員ノ職責ハ左ノ如シ

一、會長ハ本會ヲ總理ス

一、副會長ハ會長ヲ補佐ス

一、部長ハ當該部一切ノ部務ヲ管理ス

一、幹事ハ本會全般ニ渉ルヘキ事務ヲ處理ス

一、各部委員ハ當該部一切ノ部務ヲ處理ス

一、書記ハ庶務會計事務ニ從事ス

第十三條 役員ノ任期ハ一ケ年トシ毎年第一學期ノ始ニ於テ改選シ事務ノ引繼チナス

第十四條 役員ハ自己ノ便宜ヲ以テ辭任スルコトヲ得ス

○附 錄

但事情已△ヲ得サル者ハ會長ノ承諾ヲ得テ辭任スルコトヲ得

第十五條 役員ニ缺員ヲ生シタル場合ハ隨時補缺選舉ヲ行フコトアルヘシ

第十六條 幹事及各部委員ハ兼任スルコトヲ得ス

第十七條 毎年一回第一學期ノ始ニ於テ新舊役員會ヲ開キ舊役員ハ前年度ニ於ケル事業及決算ヲ報告ス

第十八條 役員會ハ毎年一回第一學期ノ始ニ於テ當該年度ノ豫算其ノ他ニツキ議定ス

第十九條 役員會ハ臨時必要ニ際シ會長之ヲ開クコトヲ得

第二十條 役員會ハ總員ノ三分ノ二以上出席スルニアラサレハ之ヲ開クコトヲ得ス

第二十一條 議決法ハ凡テ多數決トス

但可否同數ナル時ハ會長ノ意見ニ從フ

第二十二條 本會ハ左ノ會費及寄附金ヲ以テ維持ス

一、特別會員ヨリハ毎月金若干ノ寄附ヲ仰クモノトス

一、正會員ノ會費ハ一ケ年金九圓トシ每學期授業料ト共ニ金參圓宛分納ス

一、贊助會員及名譽會費ヨリハ會費ヲ徵集セス

一、正會員ハ入會ノ際入會費金拾圓ヲ納ムルモノトス

第二十三條 領收シタル會費ハ如何ナル事情アルモ返付セス

第二十四條 入會金ハ基本財産ニ之ヲ積立テ利子ハ之ヲ流用スルコトヲ得

第二十五條 各部經常費豫算ハ第七條ニ依ル定期總會費ヲ除去セル殘額ヲ以テ

第二十六條 當該年度ニ於ケル豫算剩餘金ハ之ヲ基本金中ニ編入スルモノトス

但場合ニ依リ各部ハ當該年度ノ豫算剩餘金ヲ役員會ノ協賛ヲ經テ翌年度ニ於ケル其部ノ豫算ニ編入スルコトヲ得

第二十七條 現金ハ銀行當座預トナス故ニ仕拂ヲ要スル時ハ三日前ニ幹事ニ請求スヘシ

附 則

第一條 本會各部ノ細則ハ各部ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得

第二條 本會各部ハ各々其ノ記號ヲ作り各半毎ニ部長ヨリ會長ニ提出スルモノトス

第三條 會員ノ吉凶ニ關シテハ幹事ニ於テ臨機ノ處置ヲトルモノトス

第四條 本會會則條項ノ増補削除ニ關シテハ必要ニ應シ役員會之ヲ決定ス

元新潟醫學專門學校及
元新潟醫科大學附屬醫學專門部 卒業生

自大正三年
至大正十年 六百八十九名

大正三年十一月卒業 (五十一名)

× 死亡

- | | | |
|------------|-----------|-------------|
| 中院 光 圓 新潟 | 高橋 正一郎 新潟 | 駒形 勤二 新潟 |
| 内田 三千太郎 埼玉 | 岩城 清士 山形 | 高泉 正暉 愛媛 |
| 栗田 愛之助 東京 | 久保田 謙二 新潟 | 永井 彦千代 福島 |
| 小川 貞雄 新潟 | 島 村 司 新潟 | 櫻井 秀三郎 茨城 |
| 真柄 董 新潟 | 矢野 中 愛媛 | × 野口 武夫 鳥取 |
| × 八幡 準平 長野 | 小林 久雄 長野 | 中山 後郎 新潟 |
| 木村 德 宮城 | 南木 九一郎 新潟 | 星野 智四郎 新潟 |
| 風間 匡 憲 新潟 | 高橋 亮 東京 | × 若杉 阜之 新潟 |
| 宮崎 惇 埼玉 | 澤井 潔 新潟 | × 宮内 格之助 新潟 |

○卒業生

九〇

新堀次郎琦玉	杉本愿道滋賀	守谷護愛媛
中稻武彦鹿兒島	川田憲治栃木	宇賀山亦良新潟
吉田光利富山	横山多三雄新潟	小川弘新潟
丸田耕平長野	渡邊嘉一富山	森内滋大阪
涌井留吉新潟	姉崎嘉壽衛新潟	世良田秀夫北海道
細野貞新潟	山田政敏鳥取	羽生孝徳茨城
兒玉静雄鹿兒島	伊東祐神奈川	島井英利神奈川
齋藤龍太郎山形	海老原隆佐茨城	鈴木輝世栃木

大正四年九月卒業 (九十二名)

武井孝至新潟	大森千東新潟	木村清三和歌山
松浦翠新潟	望月周三埼玉	丸山鼎一長野
藤卷要之助新潟	岡部康喜富山	酒井寛長野

吉村文雄	和歌山	河合清雄	岐阜	今井文二	山梨
馬庭繁	鹿兒島	草間弘司	長野	角田利作	栃木
原廣治	佐賀	福田信實	神奈川	山本一太郎	茨城
(舊姓松本) 本宮五郎	新潟	中村作次	茨城	長屋浩	岐阜
古寺入和	新潟	坂内良策	新潟	安部友喜	福島
中東虎之丞	新潟	奧正行	和歌山	風間美顯	山梨
小飯塚博	新潟	萩原茂	山梨	堀江季虎	東京
星山春雄	新潟	後藤莊一郎	愛知	井田潔	鳥取
×小池省造	新潟	松尾里治	長野	鈴木近之助	福島
淺岡三郎	北海道	江本兵二	富山	×中島恒尾	長野
×知野唱二	新潟	平田泰	群馬	長井勇	廣島
渡邊修	三重	林振聲	臺灣	町田實俊	鹿兒島
古川完雄	佐賀	海老原誠	茨城	西成貞作	秋田

○卒業生

(舊姓名渡邊三郎)

古泉耕治郎 山形
 中込 勇山 梨
 上村誠一 東京
 小野塚 彌新 湯
 關口廣司 長野
 森川政三 新湯
 米山 明愛 知
 佐野文彦 福岡
 塚水尾五月 廣島
 松井 勝新 湯
 方波見忠雄 茨城
 石塚止信 新湯
 大野開八 埼玉
 西村正治 東京
 矢野 孟愛 媛
 桑島信義 福島
 小林 武崎 玉
 豐原一郎 宮城
 長沼柄衛 新湯
 三木嘉吉 德島
 齋藤 茂長 野
 蓼川 曉神 奈川
 安達島次 新湯
 高山正輔 島根
 諸岡幸三郎 茨城
 太田啓造 秋田
 滿谷珠一 岡山
 高野勘藏 埼玉
 岩下恭平 山梨
 村上正人 三重
 石川武助 栃木
 玉懸守約 岩手
 前田三爾 新湯
 鈴木真作 埼玉
 上野 貢福 島
 富安義雄 愛知
 寒川龜太郎 新湯
 石原 憲島 根
 細野六郎 群馬

後藤六郎 長野
 高橋喜藏 宮城
 伊藤松治 秋田
 富山洪箕 新湯
 日下部 保山 形

大正五年五月卒業 (九十一名)

石黒芳雄 新湯
 山口正道 長野
 沓掛 晋新 湯
 久保田 龜之進 新潟
 加藤正夫 三重
 木村操平 新潟
 鈴木真平 福島
 杉山忠夫 德島
 宮田直七 兵庫
 田中隆一 大阪
 根本 武千 葉
 河邊康一 埼玉
 中村平藏 埼玉
 押田 淳千 葉
 高橋素雅 埼玉
 山田庄太郎 愛媛
 莊 寬崎 玉
 鈴木庄一 福島
 菊地武男 新湯
 杉本豊松 石川
 岩間義定 山梨
 山崎 壽崎 玉
 江坂百衛 新潟
 笹田正數 岡山
 五味淵秀一 栃木
 葉谷兵庫 福島
 岩谷行正 秋田

○卒業生

荒木儀次郎	島根	小西	銈	群馬	齋藤興助	山形
×淺野鎮一	愛知	竹之内	辰四郎	新潟	×白井鏘二	三重
齋藤虎之助	山梨	大島善平	栃木	渡部三郎	山形	
未盛	進	廣島	平山長藏	茨城	高橋賢爾	新潟
西嶋	龍	東京	鱒坂穂積	鹿兒島	畔上	貴
太田	齋	埼玉	伊藤常一郎	三重	佐藤雄次郎	新潟
櫻井宗吾	茨城	津島憲一	秋田	×北川	彌	福井
藤田傳衛	栃木	永澤	一新	新潟	梅田市作	東京
×丸岡宗一郎	新潟	森	茂	長野	德原正種	福岡
關	行	孝	茨城	×菅原	臣	宮城
飯谷虎雄	神奈川	大野武司	茨城	坪谷毅一	新潟	
日南田麟	繁	富山	鳥羽鍊一郎	長野	田中稔郎	新潟
西郡省己	新潟	日下龍治	三重	宮本道夫	和歌山	

小倉孝道	千葉	菊池周藏	岩手	小林茂吉	埼玉
高崎貞藏	茨城	新妻幸之助	福島	齋藤弘	栃木
山田哲雄	大阪	小山	諒	宮城	中矢豊久
桑野浩	新潟	田澤德三	東京	米良槌彌	宮崎
入澤謙策	新潟	賀島友井	徳島	堀網	一
石川三郎	栃木	深野貞治	新潟	吹澤龍一	福島
金子傳	軒	山口	山川融	岡山	倉澤浩夫
遠山昇	東京	揚緒	州	臺	市
×加藤義雄	新潟				市

大正六年五月卒業 (七十九名)

沓掛	諒	新潟	佐々木	寛	埼玉	奥山美雄	山形
吉川八郎	滋賀	山崎良貞	長野	牛島友記	富山		

○卒業生

新井尙治	赤羽貞一	豐田昨日	齋藤實	服部己作	木嶋作衛	飯島元治	田宮高雄	寺田廉	福島守男	稻葉周八	藍澤文藏	佐藤金一郎
園田千榮	山口操	前田穰	平嶋今朝義	長谷川知雄	大林義男	柳澤贊治	×一柳慎一郎	長谷田義平	金子巖	澤田賢一	堀三造	宇井邦一
寺本太郎市	水野玄雄	日吉長十郎	嶋崎光若	青柳兼之介	×小野塚進	千葉常雄	瀬尾辰雄	北川眞	鈴木榮太郎	中林久作	鈴木眞三	藤井順泰
和歌山	靜岡	靜岡	長野	茨城	新潟	東京	新潟	福井	栃木	埼玉	東京	新潟

細田周治	大塙辰之允	佐藤辰雄	別所芳之助	×伊藤淳平	×川原塚次	太田敬三	原島三郎	高橋雅雄	×小出善次	武田正己	増子柏太郎
野崎美雄	小山田芳雄	福井徳應	福本威	後藤一	石野平	武田一	齋藤時郎	板倉信二	渡邊朝一	×五十嵐慎吉郎	新潟
×保國彦	岩澤鴻二郎	田中諒雄	松本健作	石田堅	×渡部傳三郎	早坂直衛	松本肇	黒須周作	金子鈞	水谷眞二	長野
鹿兒島	茨城	兵庫	高知	香川	福島	宮城	長野	栃木	長野	長野	

大正七年五月卒業 (八十二名)

金井 泉長野	櫻井 虎雄 群馬	井田 瑞春 新潟
坂内 宴次 福島	富所 三郎 新潟	小川 安二郎 新潟
高橋 喜一 栃木	松本 憲正 埼玉	赤井 貞一 新潟
清水 永群 馬	葛城 喜一 石川	松本 秀吉 埼玉
宮坂 英一 長野	久須 美震一 新潟	小林 延太郎 三重
横田 清富 山	梅田 薰 東京	矢高 東 長野
樺澤 巽 新潟	藤田 近二 福島	池口 與志夫 兵庫
森 儀四郎 佐賀	根岸 雄三 埼玉	岩城 惠伍 新潟
芦川 竹造 東京	花澤 久榮 新潟	關根 元治 埼玉
丹羽 七次郎 新潟	鎌田 五郎 愛媛	大谷 信雄 茨城
菊地 秀三 山形	村松 袈裟治 長野	不二 响 愛之輔 新潟
松浦 孝壽 富山	三枝 正孝 茨城	内田 英富 埼玉

薄場 武宮 城	岡田 龍太 新潟	吉田 末治 岐阜
三宅 文雄 群馬	秋間 右一 埼玉	古山 信吉 新潟
野原 愛治 埼玉	村田 保夫 山口	山口 正平 新潟
西藤 至誠 滋賀	鈴木 賢太郎 福島	伊藤 俊治 秋田
伊賀 貞二 石川	高井 正夫 群馬	長瀬 津一郎 新潟
前田 實 神奈川	山田 杏作 廣島	芳賀 晋 宮城
吉田 賢吾 東京	小澤 眞 山梨	平野 恒 埼玉
種市 精一 岩手	鈴木 京輔 千葉	藤本 茂 奈良
木村 敬治 新潟	淺見 重規 新潟	青山 才治 群馬
甲斐 伊兵衛 宮崎	藤井 安司 群馬	眞保 敬三郎 新潟
北條 年光 岡山	西 正中 石川	久保 文保 群馬
張 炎 壺 壺	渡邊 由松 千葉	前原 義行 岡山
田中 恒長 野	稻葉 健三郎 新潟	海老原 久作 新潟

○卒業生

坂井 清三重
 笠原久次郎 新潟
 小田孝次郎 和歌山
 和久惠吉 栃木
 林 炳 日朝鮮
 落合房二郎 茨城
 細井政明 大分

大正八年五月卒業 (百六名)

古谷 淳 茨城
 枳谷 鐵雄 新潟
 田邊 稔香 愛媛
 中島 宗貞 新潟
 鈴木 光家 東京
 石田 與吉 新潟
 六郷 龍止 宮城
 田中 耕太 新潟
 治 糸右衛門 新潟
 齋藤 時雄 福井
 本間 正人 宮城
 成田 深雄 福島
 佐藤 文一 秋田
 今井 一郎 新潟
 廣瀬 鐵也 新潟
 西山 元 福島
 鈴木 隆祐 岩手
 關 守雄 長野
 土田 哲太郎 秋田
 北堀 省吾 群馬
 原田 三郎 山形
 堀江 正禮 秋田
 小山 正道 長野
 金子 孟 新潟

椎谷 三郎 茨城
 平塚 俊亮 神奈川
 中島 義馬 長野
 田淵 平左衛門 鹿兒島
 齋藤 働次郎 埼玉
 藤 森 綠 長野
 森 和雄 愛媛
 朝倉 爲長 茨城
 山代 義雄 新潟
 稻葉 三喜雄 新潟
 柳川 宗造 栃木
 真鍋 振治 長野
 伊野 良雄 新潟
 服部 圭介 岡山
 上條 癸 長野
 高野 良雄 新潟
 船山 賢 栃木
 佐藤 高紹 長野
 井上 浩 新潟
 齋藤 富次郎 新潟
 桑名 義廣 茨城
 中田 四郎 東京
 川原文 作 岩手
 宮坂 正秋 長野
 鎌田 文材 千葉
 岡田 健茂 高知
 田中 詮 長野
 長澤 剛 埼玉
 大塚 虎吉 静岡
 岡本 規矩太郎 愛媛
 中山 勝 東京
 山田 忠良 新潟
 技並 庄市 新潟
 町田 禾盛 群馬
 渡邊 正人 福島
 川名 精一 千葉
 神田 豊作 新潟
 青柳 公 千葉
 三浦 嵩儀 福島

○卒業生

河村長衛	新潟	仁平寬義	栃木	坪井清次郎	新潟
×朝日最正	北海道	近藤操	一群馬	石塚英太	茨城
三技篤	新潟	田口義業	秋田	岡本孝	兵庫
林澄瑩	臺灣	長谷川翫	新潟	佐々木善美	埼玉
岩崎數馬	新潟	一迫直人	宮城	木村泰	宮城
原 <small>(舊姓增村)</small> 彬	新潟	小林義達	東京	森	千葉
高橋敬三	新潟	渡邊義孝	福井	永岡富太郎	奈良
金子正作	栃木	廣神伊藤	群馬	佐藤仙次	新潟
布施長三郎	新潟	齋藤一雄	宮崎	佐々木庸夫	岩手
島太郎	福島	飯田文夫	山梨	×野澤彦三郎	北海道
小川徹	東京	×高橋幸蕃	富山	伊藤香	山口
菅野勳平	宮城	榊原乙四郎	新潟	今川勇	群馬
川村直二	鹿兒嶋	神名川謙吾	宮城	瀧川浩一郎	長野

安樂傳壽 鹿兒島 荻原勝 北海道 ×本山美貞 新潟
 三浦寬 千葉

大正九年五月卒業 (九十四名) イロハ順

岩崎進	栃木	岩城隆平	東京	家田正榮	東京
伊藤政治	新潟	須藤清太郎	石川	×石田一太郎	長野
飯田勝助	山梨	星野憲臧	群馬	本田潔	福島
本多末雄	岩手	本間正雄	山形	富樫榮八	新潟
豐浦博雄	神奈川	銅治葬	新潟	千葉勝	岩手
太田常助	秋田	大竹郷三郎	新潟	大熊直俊	北海道
大野長治	福島	押木四郎	新潟	大關孝市郎	新潟
和田修	三重	渡邊新	福島	河合省三	福井
狩谷慶喜	茨城	勝又敏彦	宮城	金子康隆	新潟

○卒業生

吉積郁三郎	兵庫	高橋	恭崎玉	高橋盛信	茨城
×孝橋清徳	兵庫	高瀬	伸東京	田中七治	新潟
×相馬安堵次郎	青森	土屋忠良	長野	塚本恒夫	山形
成田昌經	青森	中村勝	長野	中村恭夫	千葉
中野太熊	群馬	中澤正則	長野	南雲覺治	新潟
室月莊	岩手	上田實吉	長野	梅澤武雄	神奈川
桑原健兒	新潟	山本善三郎	新潟	矢野章吾	静岡
大和喜一郎	宮城	柳下磨磋	起北海道	柳瀬茂七	富山
矢島秀雄	千葉	見坊秀雄	岩手	古河千代美	福島
布施千代雄	山形	小岩井齋	長野	小泉重憲	秋田
小林岸次郎	栃木	古賀定	福岡	小山榮吉	新潟
小松原哲雄	神奈川	小島英之助	埼玉	小島元吉	新潟
阿部守	栃木	赤羽清	福島	阿久津金市	栃木

秋山學	栃木	澤口清	福島	佐藤茂十郎	長野
櫻井元重	島根	笹本修三	秋田	入澤保	新潟
目黒正武	新潟	水戸愛助	宮城	三輪徳定	千葉
三河忠彦	大阪	皆川島二	東京	三浦浩友	徳島
島田桂	埼玉	澁川敏男	長野	下井哲二郎	三重
新保章	新潟	新谷利吉	石川	廣池文吉	大分
廣川忍	新潟	平澤益吉	東京	師剛四郎	宮城
關勇	栃木	菅井正雄	新潟	須田秀孝	福島
杉浦三郎	山梨	杉山光治	神奈川	鈴木時之助	千葉
鈴木直言	山梨				

大正十年五月卒業 (九十四名) イロハ順

岩田稔 新潟 市川清治 埼玉 今井義秀 秋田

○卒業生

今井健明	宮城	石川正男	茨城	石黒忠義	新潟
石黒元治	愛知	芋川稜威	新潟	橋本敬三	福島
西村定次郎	群馬	堀	碓山形	細屋研	新潟
星政之助	山形	本田正知	新潟	千葉齋助	岩手
小原正生	北海道	小原哲郎	岩手	小川榮四郎	山形
岡部連	福島	岡村三郎	新潟	小黒信五郎	新潟
若林春治	新潟	渡邊重吉	新潟	渡邊策一	栃木
梶井豊明	山形	金子悟	新潟	吉田璋也	鳥取
吉田眞夫	新潟	谷畑園光	栃木	高橋米田	長野
高垣久米治	東京	高井將治	新潟	田澤多七	青森
田島吉雄	群馬	平	進宮城	成田貫一	青森
中村眞金	栃木	長井宏	新潟	中山又吉	新潟
内田至	神奈川	井上正朋	新潟	大川恭正	北海道

大塚憲治	鳥取	大丸晴吉	神奈川	沓掛吉夫	新潟
柳澤三男	福島	矢口享一	千葉	山岸彌太郎	新潟
丸山良八	新潟	圓山嬉雄	岡山	丸山汲治	長野
益子成徳	茨城	藤岡秀彦	福島	布施徳衛	新潟
小林忠治	山梨	小林鉦岐	岐阜	小松崎寛	茨城
近藤雅平	静岡	榎村龍三	大阪	青木千尋	長野
安達茂登一郎	新潟	荒木廣業	群馬	近江武夫	秋田
齋藤巖二	新潟	齋藤五一	山形	齋藤精一	福島
佐藤榮	栃木	酒井文雄	長野	坂本半次	埼玉
眞田寛	新潟	佐藤不二夫	茨城	佐久間龍吉	東京
佐久間太	山形	佐瀨勇	千葉	三條英一	新潟
吉川民雄	宮城	木村義一	神奈川	三國吉松	新潟
深山浩一	千葉	三角貞義	埼玉	篠田壽	青森

○卒業生

島津賢六	新潟	式場隆三郎	新潟	清水義介	長野
霜鳥喜逸	新潟	新海健	山梨	廣川護	新潟
廣田謙次郎	新潟	平石磐	山形	森仁	司崎玉
鈴木一多	茨城	×鈴木友次郎	山形	鈴木幸司	愛知
鈴木廣達	山形				

元新潟醫科大學附屬醫學專門部卒業生
 自大正十一年 二百七十五名
 至大正十三年

伊藤泰一	秋田	糸井辨藏	栃木	五十嵐菊雄	新潟
五十嵐弘	新潟	伊積政雄	新潟	稻見光	栃木
今牧甲子男	長野	池田泰治	新潟	石田忠治	福島
芳賀由男	青森	×橋田永郷	福島	橋本勝	新潟
西卷精逸	新潟	洞口周一郎	宮城	星加嘉明	愛媛

小川熊雄	秋田	小川正三	宮城	×岡本光正	高知
小野恒雄	福島	小野勇二	山梨	尾上國雄	鹿兒島
若月忠一	新潟	若名東一	千葉	渡邊勳	山梨
×和氣勳	栃木	川島武夫	茨城	加藤錦吾	山形
加藤信治	愛知	唐澤武德	長野	×上坂辰雄	新潟
吉田民人	鳥取	高橋俊夫	宮城	高橋直彌	宮城
高橋重信	茨城	田中博愛	兵庫	田中稔	長崎
田中修二	新潟	田口精二	福島	玉井純	栃木
竹内健一郎	長野	瀧田巖	岩手	田代秋策	新潟
塚谷政一	石川	常松武雄	鳥根	中川兼良	新潟
中山富雄	新潟	中込亥之助	山梨	中島勝美	長野
中島榮真	福島	大石喜代二	新潟	大峽兵助	長野
大木菊次	栃木	桑山高俊	新潟	山崎忍	新潟

○卒業生

本山	金城	菊地	佐野	佐藤	佐藤	赤川	青山	相澤	古城	小林	藤原	矢吹
茂新	順綱	慶助	野繁	政男	政男	川春	山京	澤憲	萬壽	林蕃	原一	吹文
湯	沖繩	助福	岐阜	宮城	宮城	水岩	群馬	雄新	夫大	義福	秋田	彌福
		島	島			手	馬	湯	分	島		島
須賀	宮坂	君嶋	木戸	里見	佐藤	齋藤	青山	淡島	小島	小沼	藤田	眞船
博	茂助	龍藏	幾久	國治	正男	俊治	山文	島男	原將	麗二	晃一	國伊
榎木	長野	秋田	男琦	栃木	新湯	長野	福井	四群	三福	琦玉	新湯	福島
		野	玉	木	湯	野	井	馬	島	島		
鈴木	澁川	木平	吉川	坂本	佐藤	齋藤	青木	中山	粟飯	古田	小林	眞島
定藏	重治	忠夫	杏一郎	基兄	憲太郎	藤虎	木孝	山九	原巖	田幸	林政	島術
福島	朗新	夫三重	郎新	兄新	太郎秋	二新	一神	九二	千葉	三郎	政茨	新湯
	湯	重	湯	湯	田	湯	奈川	新湯		郎	城	

大正十二年三月卒業

(二〇〇名) 四口六順

飯嶋庄右工門	千葉	伊藤	榮三重	伊藤	遷三	岩手
伊藤英治	新潟	伊藤	聰宮城	伊藤	鐵臣	石川
今井義雄	新潟	岩間重通	東京	石谷九左工門	兵庫	
石塚茂男	新潟	石本義太郎	新潟	萩原六郎	長野	
春山正一郎	埼玉	庭山正直	新潟	堀亮之助	新潟	
堀隼人	新潟	北條和達	新潟	遠山昇	福島	
登坂祿藏	新潟	奈良米吉	群馬	大橋達一	新潟	
大平武男	福島	沖田重光	佐賀	渡邊達郎	秋田	
渡邊福明	山梨	渡部義夫	福島	若林俊一	福島	
鹿嶋五郎	新潟	上條壽雄	長野	勝井乾四郎	新潟	
釜井功	栃木	河越逸雄	福島	鏡邦晴	神奈川	
鎌田泰壽	福島	金田肇	新潟	竹田次郎	山形	

○卒業生

高橋喬吾	宮城	高田武鳥	取	田中藤一	長野
田村義一郎	茨城	塚原隆二	栃木	塚田武男	長野
×長山勇次	埼玉	長橋之恭	新潟	成田勇次郎	群馬
村山佐太郎	長野	×村山信繁	高知	村上隆德	香川
内海治市	新潟	岡本重治	山形	岡安直治	埼玉
小倉茂雄	新潟	小原澤精	群馬	尾崎一房	大阪
葛野周一	愛知	桑島勉	山形	山田信保	福井
山田幸内	新潟	山岸悌吉	新潟	前田清美	福島
増田良明	茨城	丸山豊吉	新潟	×松本正道	宮城
福田宗雄	群馬	福田義雄	熊本	小林俊秀	大阪
小森谷美都二	茨城	小嶋俊	新潟	小岩井宗忠	長野
甲田彌知夫	長野	遠藤浩	山形	遠藤博	新潟
有賀淳三郎	長野	青村鐵太郎	青森	安藤卓也	宮崎

安藤良次郎	宮城	安澤龍詮	新潟	有馬一雄	大阪
佐藤愼治	新潟	佐藤佐與	福島	佐藤博	福島
佐々木秋夫	群馬	齋藤俊夫	青森	齋藤正雄	新潟
齋藤豊治	山形	酒井一朗	東京	北原岩男	長野
北澤義東	長野	遊佐昇	宮城	湯本眞佐雄	長野
宮嶋嚴長	野	宮崎金吾	新潟	皆川英信	新潟
皆川廣文	福井	鹽田貢	栃木	白井良榮	新潟
樋口政衛	長野	門馬清直	福島	鈴木藤十	福島
鈴木熙	福島				

大正十三年三月卒業 (八十二名) イロハ順

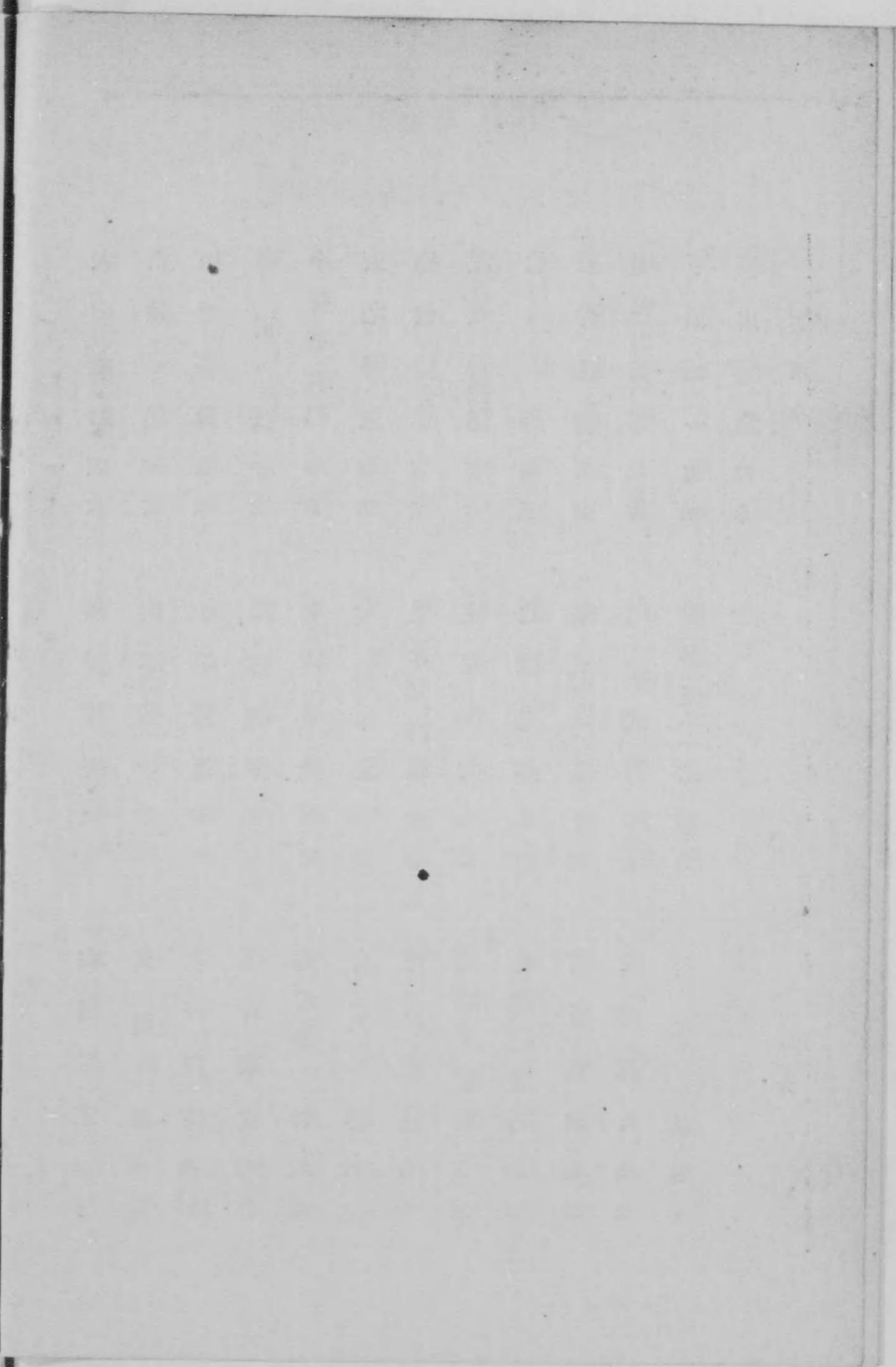
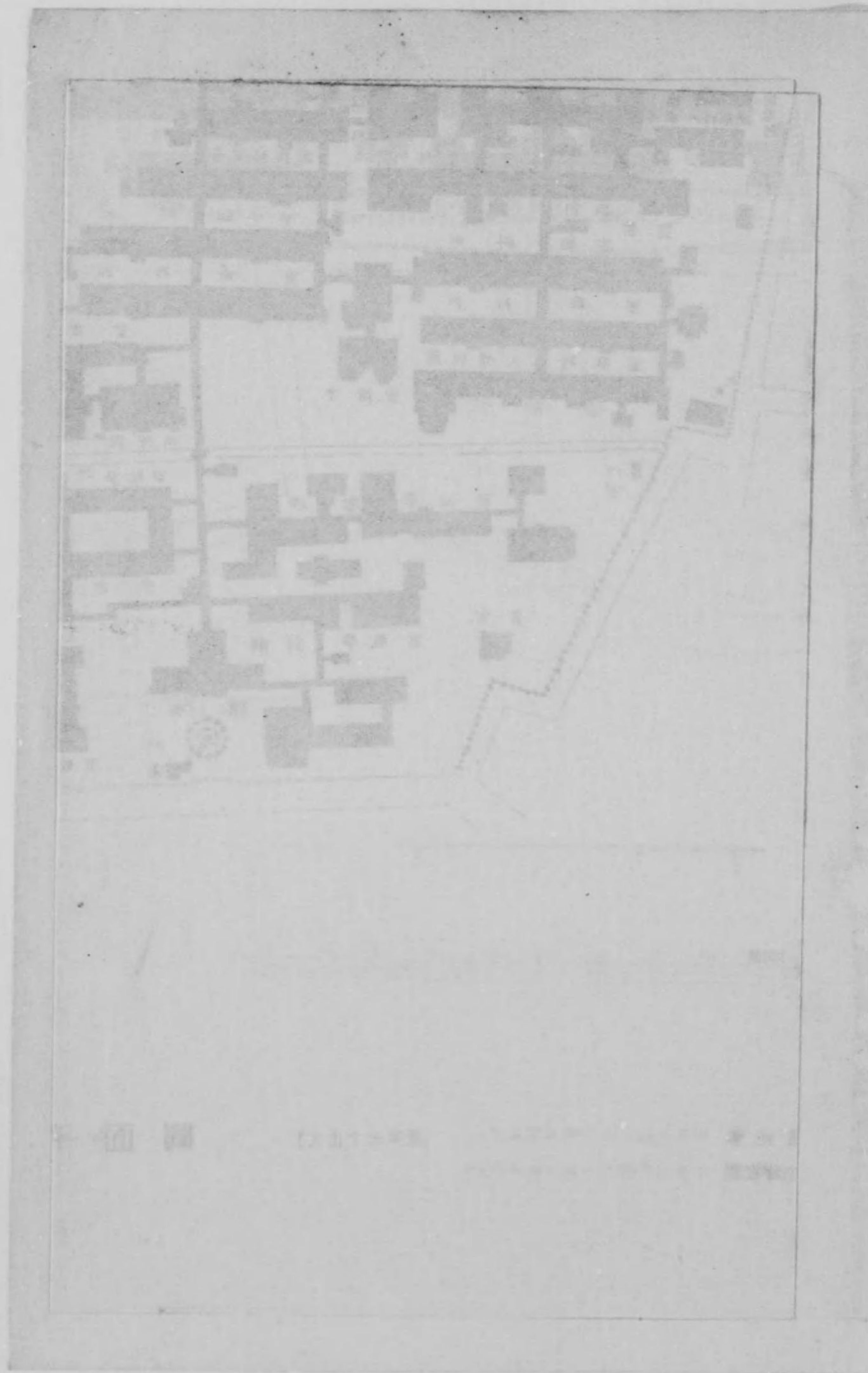
飯田卓男	茨城	飯野覺	山梨	伊東秀雄	福島
今井定治郎	長野	池田義治	新潟	石橋無事	大阪

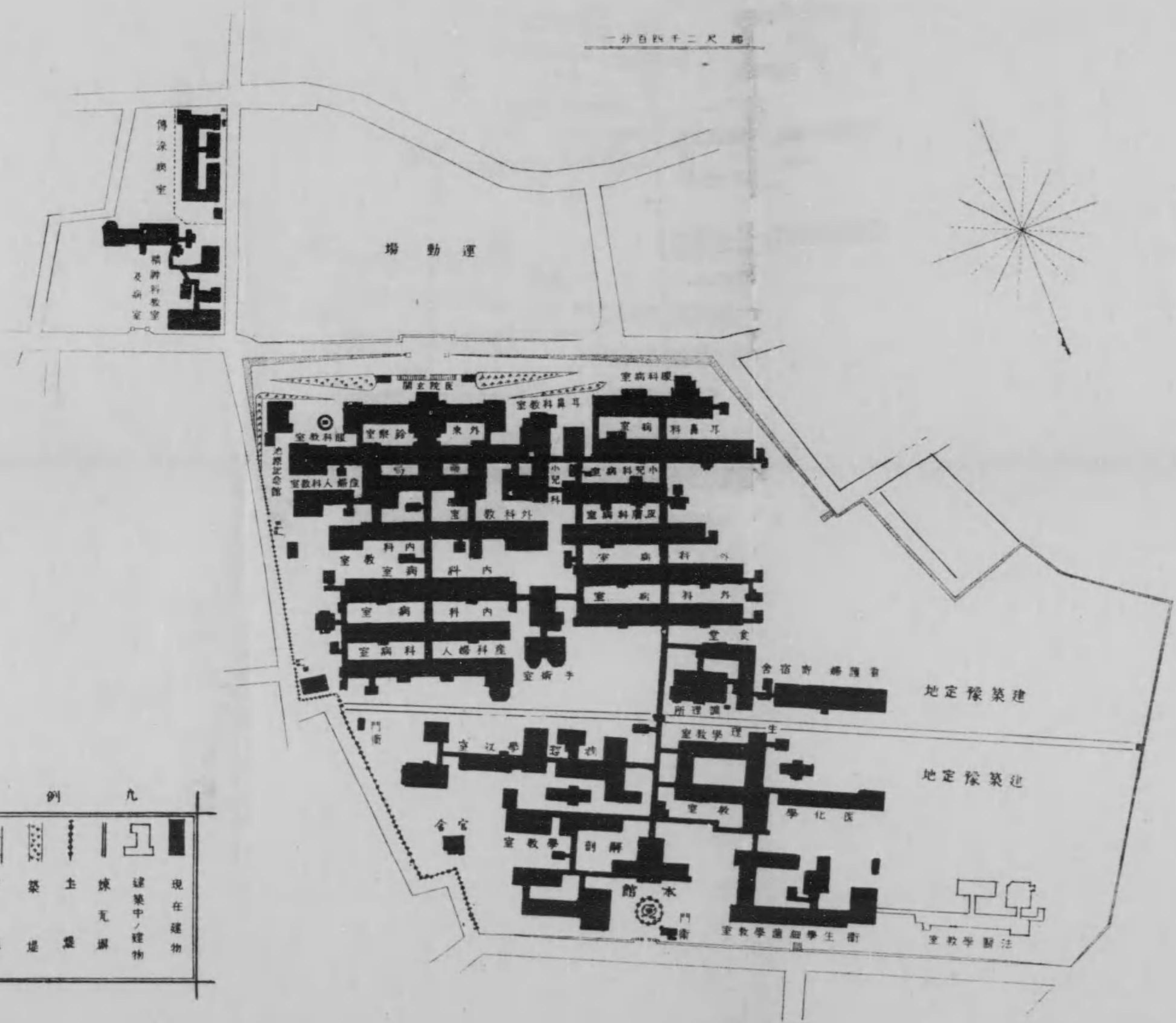
○卒業生

石川 齊	新潟	畠野 規矩平	新潟	濱野 次郎	埼玉
西村 嘉成	長野	西内 泰藏	福島	洞口 茂	宮城
本庄 英雄	兵庫	土橋 彰	長野	外山 輝昌	長野
岡崎 俊彰	茨城	小川 昶	大分	尾立 維信	大分
湧井 豊平	新潟	鷺澤 顯良	新潟	和 ^x 田 弘一郎	新潟
加藤 清吾	福島	河邊 正男	山口	川上 文雄	長野
桂 重悌	新潟	影山 武雄	徳島	神尾 知	福島
柏瀬 茂	栃木	田原 正人	長野	種市 精志	岩手
田中 達男	東京	田村 弘造	新潟	竹村 太郎	秋田
竹内 堅吉	群馬	竹内 慎治	新潟	高橋 亮之助	北海道
辻 治之	長崎	成田 彦榮	青森	永田 彦四郎	滋賀
村林 莊平	東京	植杉 守之助	兵庫	井上 清文	福島
大和田 耕平	宮城	大野 徹	埼玉	大久保 文之助	秋田

大山 通郎	茨城	窪田 和夫	長野	山田 保定	福井
山崎 一雄	千葉	山本 敬一	宮城	矢嶋 富	新潟
松平 基壽	岐阜	松嶋 秀雄	東京	牧野 内良	長野
増田 喬	千葉	福村 亮藏	三重	藤村 東夫	埼玉
小林 寅次郎	福島	小林 季繁	長野	海老澤 幹	茨城
安宅 博惠	新潟	青柳 繁	長野	青木 要	栃木
姉齒 房雄	宮城	里見 勘四郎	宮城	相良 敏三	栃木
五月女 善四郎	栃木	佐瀬 恒夫	福島	鬼怒川 親孝	宮城
北 榮	埼玉	北澤 克郎	長野	菊池 三通男	山形
三村 良義	長野	深山 陽	千葉	宮城 正治	福島
嶋田 豊次郎	北海道	嶋津 武男	北海道	澁川 真人	新潟
下田 伯一	宮城	關谷 榮三郎	新潟	須藤 彪	岩手
杉山 増造	岐阜				

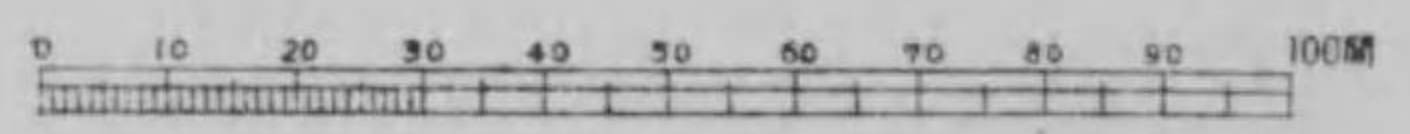
○卒業生





例 九

石	磚	木	煉	建築中	現在建物
垣	堤	堤	堤	堤	堤



分五合五坪三十二百五第三 數評總地教
 才九分七合一坪一十四百七十七 數評延物建在現

(慶年三十正大) 圖面平學大科醫馮新

大正十三年八月廿三日印刷
大正十三年八月廿八日發行

編纂兼發行者 新潟醫科大學

印刷者 小林 二郎

新潟市東中通一番町

印刷所 小林活版所

新潟市東中通一番町



新潟醫科大學

287
8

大正十三年八月廿三日
大正十三年八月廿三日

大正十三年八月廿三日
大正十三年八月廿三日
大正十三年八月廿三日
大正十三年八月廿三日

終

